

ジョン・シャーマン

——アメリカにおける政治家集団への試論——

山 本 幹 雄

【要約】 本稿は、アメリカ史における二つの画期、「南北戦争」と「帝国主義」とのあいだの史的関連を明確にし、一九世紀後半期にたいする総括的な視点を設定するためにはじめて政治史分析の一つである。共和党「雑種」派の頭目ジョン・シャーマンの財政・金融政策についての検討をとおして、ヤンキー型帝国主義にかんする一つの先駆的な構築過程をあきらかにすることを目的とし、前稿「J・G・ブレンーンアメリカにおける政治家集団への試論Ⅰ—上・下」(『立命館文学』第二五八、二七〇号)をうけており、「試論Ⅱ」に当るものである。

史林 五二巻四号 一九六九年七月

一、はじめに

ジョン・シャーマンはながく豊かな経歴をもった政治家である。

Sherman, John. (May 10, 1823-Oct. 22, 1900) オハイオ州ランカスター生れ。弁護士となり、同州マンスフィールドの有力判事の娘と結婚、州政界に進出。

一八四八、五二年のホイッグ党全国大会に参加。五四年、三十一歳でオハイオ州から合衆国下院議員に当選、新結成の

共和党に所属して南北戦争勃発の六一年まで下院で活躍。同年、上院議員に当選、いご七七—八一年の四年間をのぞいて九七年まで連続在職、合衆国議員歴の長期記録をつくった。

この間、六〇年代後半には共和党幹部会のメンバーとなり、六七年、上院財政委員会委員長。七七—八一年、ヘイズ大統領の財務長官をつとめた。八〇、八四、八八年の大統領選には、党内の有力候補として指名をあらそい、八六年、上院外交委員会委員長。九七—九八年、マッキンレー大統領の國務長官をつとめたのち引退。二年後に病歿。七十七歳。^①

チャーマン評価の一定規準はすでにあたえられている。

——たとえばR・ホーフスタッターは「南北戦争の終了時から一九世紀の終りにかけて」の「金ピカ時代」ほど「政治がかくも完全に矮小化され、国民生活がかくも完全に企業家の手に握られた時期はアメリカ史上みあたらない」し「政党は、主義・主張ではなく情実（バト・ロケツジ）に基礎」をおき、「政党がわかれていたのは、係争点（イフシネー）をめぐってではなく分け前をめぐって」であり「共和党員が民主党員と異なるところは、かれらが選挙で勝ってきたことぐらいであった」と書き、グラント以下五人の共和党大統領と民主党大統領クリーヴランド、共和党のボスR・コンクリングとJ・G・ブレーン（ブリンズブル）をなで切りにし、彼らを一括してシニジズムの時代の「獺官者達」と評価している。したがって、チャーマンもまたそのような「獺官者達」の一人として、「公然たる腐敗、個人的背信、節操のない公的行動」によって「アメリカ政治活動のどん底」^⑤を演出した「道化役者」にすぎなかったといえるし、これはそのまま一つのチャーマン評価として成立しうる。

しかし、注意すべきは「彼らの年代記……しばしば、貪

欲、下劣、うそ泣き、馬鹿さわざと陣笠どもの年代記」のなかに、合衆国の構造的な変革と発展の諸相が投射されているという事実であり、彼らの「政争の熱狂、騒乱、口説擬態」^⑥はそのまま合衆国の史的変革の表象につらなるという点である。その意味で、チャーマン評価も、その政治活動を合衆国の史的背景で濾過することによってはじめてより鮮明に設定できるであろうし、それらの作業なしにたんに「獺官者」仲間のチャーマンという評価でとどめておくわけにはいかないであろう。——このような一般的な接近視角をもって、より具体的にはチャーマンをどのようにとらえていくべきであろうか。

チャーマンは、彼の同志でありライバルでもあったブレーンが「二巻にわたる大冊の歴史書『議会の二十年』」^⑦を書いたのとおなじように、千頁をこえる「回想録」二巻^⑧をのこしている。前書がそうであるように、「回想録」もまた「金ピカ時代」の政治家の執筆にふさわしく、自らの汚職・腐敗の隠蔽のうえに組立てられた「うそ泣き……の年代記」にすぎないが、それが「現在でもなおある程度の利用価値をもっている」^⑨のは、若干の注意をはらえば、その

饒舌のなかに、合衆国の史的変革の諸相とその投射をうけたシャーマン自身の傀儡ぶりを透視しうるからである。

いま、この点にたつて「回想録」をきわめてかんたんに裁断してシャーマンの政治活動のおおまかな断面を提示すると、およそつぎのようになるであろう。

(一) 「財産没収は戦争法規と多くの国の実践によって正当化されているだけでなく、われわれの敵(南部)によつてもつとも憎悪にみちたやりかたで実施されている。……われわれは戦争をしているのだ。われわれは敵を破滅させねばならない。さもなくば彼らがわれわれを破滅させるだろう。われわれは彼らの軍隊を全滅させ、財産を没収せねばならない。……いまや戦争の負荷は、重税によつて忠誠な市民にのしかかっているのに、反乱者どもはわれわれの手のとどかないところにいる。このような戦争をどれだけながく遂行できるというのか。……戦争にうったえざるをえなくなつたいま、われわれは敵に戦争の苛酷さを思いしらさねばならない。」

(一八六二年四月二三日)^⑩

(二) 「拝啓、貴会議所壁面への小生の肖像画の掲額について同意をもとめる決議を同封した本月一七日付の信書を……拝受しました。……正金支払いの再開は、多くの上下両院議

員のみならず、わが国の指導的な商人、銀行家その他の実業家各位の協力によつて実現されました。上院のわが同志によつて、選ばれて正金支払い再開法を提起し……同法発効のこの時期になお現役職(財務長官)にあることは私の幸運であります。……

貴決議を実施するため御撰択下さる画家にたいして喜んであらゆる便宜を供したく存じます。

敬具

ジョン・シャーマン

ニュー・ヨーク商工会議所委員会、A・A・ローン、ジェームズ・M・ブラウン、サミュエル・D・バブコック、ウィリアム・E・ドッジ、ヘンリー・F・スボールディング殿

(一八七九年二月二四日)^⑪

(三) 「われわれは、領土併合や平穏な人民をふみにじるこゝとによつてではなく、われわれの通商上の影響力、南米への商船航路の拡大、全カリブ海を一つの巨大なアメリカ支配の海洋にすることによつて、近い将来、われわれの支配権と力を国外に拡大するであろう。われわれは、他国に影響力をうえつけ、折にふれて彼らを援助し、アメリカの政策を遂行することによつて、海外領土の支配者になるであろう。」

(一八八七年三月二六日)^⑫

政治家シャーマンの歩んだ道は、——(一)奴隸主勢力の財産没収によって南部戦力の根源に打撃をあたえ、南北戦争の早急な勝利の獲得をリンカーンに迫る戦争遂行集団の手メンバーとして登場し、(二)戦後、みずからの立場を、金融勢力とりわけウォール・ストリートとの結託のなかに設定し、政策展開の基軸を金本位制を指向する財政・金融問題にもとめるとともに、(三)八〇年代末、動揺する共和党勢力のつなぎとめに、ヤンキー「通商帝国」^{モナル・デバイス}の構想を語って労・農の欺瞞と吸引に懸命となる金権政治家の典型——への道であった。

そして、シャーマンはこのような歩みをつづける過程で、彼のいわゆるシャーマン集団をひきいて合衆国政界に大きな影響をあたえつづけたことは注目に価する。すなわち、彼はJ・S・モリル、S・コルフアックス、W・ウィンドン、W・ペニンントン、E・R・ホーア、G・F・ホーア、W・B・アリソン、J・ヘイ、C・F・マンダーソン、T・W・パーマー、N・P・オルドリッチ、G・F・エドモンドらと徒党をくんで、たえず合衆国政治のヘゲモニー争いに参加している。たとえば、「一八八〇年における共

和党は、もっぱら主要な大統領亡者グラント、ブレイン、シャーマンのそれぞれの旗印のもとで三派に分裂し」^⑭「シャーマンの名前は、一八八〇、八四、八八の各年に大統領候補者として共和党全国大会に提起され」^⑮政争の一役を担ったことがそれをしめしている。

しかも、たとえば、九一年に彼の出身州オハイオで人民党運動がもりあがり、その指導者S・E・V・エメリー女史が煽動文書「アメリカ人民を奴隷化した七つの金融犯罪」を書いて、南北戦争いご合衆国のシャイロックたちが犯した反人民的な財政政策の「誤り」を指摘し、その極悪人^{ヘッドデイズ}にシャーマンをあげたが、シャーマンは「七つの金融犯罪」こそ合衆国繁栄の「七つの偉大な柱」にほかならないことを強調して反撃している。^⑯この応酬は、シャーマンの政策展開の基調が一貫して金本位制を主体とする金融・財政問題のなかにおかれていたことを明示するものである。

とすれば、シャーマン像をめぐるこれら二、三の点綴から、およそつぎのような分析視角の設定が可能となるであろう。

すなわち、すでに前稿で指摘したところとあわせて考え

たばあい、シャーマンとその徒党は、——(一)共和党という南北戦争^{シビル・ウォー}遂行集団のなかの^{ニュー・フロンティア}新急進派として登場し、戦後は、同派のなかでコンクリング、モートン、ブラット、ローガンらのいわゆる「生粋の党人」派に対抗してブレイン^{ヘイ・ブレイン}らと「雑種」^{ハイブリッド}集団を形成、(二)八〇年代はじめ「生粋の党人」派の追いつおとしによる「雑種」^{ハイブリッド}のヘゲモニー集団への上昇を契機として、金融勢力との結託を背景とする財政政策の展開を基軸に、最終的な権力掌握をめざして「ブレン……とのあいだにも激烈な競争」を展開させつつ、(三)その延長線上においてヤンキー「通商帝国」^{コマーシャル・エンパイア}への姿勢を明確にしていた徒党——としてみることができであろう。

このことは、シャーマン一派が、「南北戦争・再建期」と「帝国主義」時代との二つの時代にまたがる一つの架橋集団の役割をはたしたことを推定させるものであり、ここから、主として、(一)南北戦争期におけるこの「革命」集団の一派がほぼ一世代をかけてヤンキー「帝国主義」推進の徒党に転化しはじめる過程と、(二)そのことが、アメリカ史における「帝国主義」の時代への構造的な変革過程のなか

で、どのような意味あいをもったかが問われねばならないであろう。

そして、これらの分析は、「南北戦争・再建期」と「帝国主義」時代とのあいだの史的関連をどのように設定するかというわれわれの主題——二つの時代の架橋作業——に若干の解答をあたえるであろう。

- ① Dictionary of American Biography, vol. V, pp. 84-88.
- ② Richard Hofstadter, The American Political Tradition and the Men who made it, 1967. 田口・泉訳「アメリカの政治的伝統」Ⅱ、第七章一、八、九頁。
- ③ L. M. ハッカー（中屋・三浦訳）『資本主義の勝利』下巻、二三九頁。
- ④ Mathew Josephson, The politics, 1865-1896, 1938. Foreword, vii.
- ⑤ Ibid., viii.
- ⑥ ホフスタッター、前掲書、一七頁。
- ⑦ John Sherman's Recollections of forty years in the House, Senate and Cabinet. An Autobiography, 2 vols., 1896. (以下 Recollections 各略)
- ⑧ Recollections, vol. I, preface, iii, iv.
- ⑨ ホフスタッター、前掲書、一七頁。
- ⑩ Recollections, vol. I, pp. 315, 6.
- ⑪ Recollections, vol. II, p. 724.
- ⑫ Ibid., p. 983.
- ⑬ Theodore E. Burton, John Sherman, 1908, pp. 2, 61, 64, 244.

428. Recollections, vol. II, pp. 684, 685, 815, 971, 973. Don C. Barrett, *The Greenbacks and Resumption of Specie Payments*, 1862-79, 1965, pp. 181, 2.

① Mathew Josephson, op. cit., p. 277.

② Theodore E. Burton, op. cit., pp. 301, 02.

③ Recollections, vol. II, pp. 1119-24.

④ 山本幹雄「J・G・ブレインアメリカにおける政治家集団への試論」上・下『立命館文学』第二五八、二七〇号。

二、政策の構築

a、「収縮なき金本位制」

シャーマンはその「回想録」の巻頭と巻末でつぎのような表現をもちいて、みずからの公的生活の基調を説明している。

「南北戦争にさきだつ地域抗争、戦争そのもの……奴隸制の廃止、再建の諸方式、戦後の……巨大で例のない前進は、わたしよりもすぐれた歴史家のものにふさわしい材料を提供している。しかしわたしの生涯はこれら諸事件とふくく組みあっているのであるから……この刺激的な時期に見聞し行動したこと、回想をのべるのがよいと結論した。……わたしがもっぱらそれに参画した合衆国の金融・財政史……これら二巻は、過去四〇年にわたる合衆国政府の主たる金融・財政上

の諸方策についての真実の歴史をふくんでいる。」^⑤

「これまで、わたしにあたえられたすべての役職と名譽は、オハイオ人民におうものである。……四〇年の公的生活をつうじて、多くの有能な人たちがわたしの役職（上院議員）を熱望したのであるが、オハイオの人びとは……わたしに彼らを代表させることをえらんだのである。……しかもなお、わたしの義務は全国にむけられてきた。……オハイオ、その歴史と人民をほこりにしながら……なおかつ、わたしの信念にもとづいて、合衆国こそわたしの忠誠にあたいするものである。……わが国家、わがすべての国家、そしてまさにわが国家」ということがわたしの公的生活の標語であり信条であった。それは南北戦争をみちびきだした州への忠誠・州権^⑥に對立するドクトリンであった。」

これらの言葉は、シャーマンが南北戦争の制勝集団の一員として、たえず統一国家の理念をうたいあげ、その内容的な実現のために金融・財政政策を「もっぱら」「わが国家」にささげて御用ききをつとめた人物、超「州権」的な金権政治家の表白を意味する。

そして、このような基調にたっておこなわれたながい政治活動のなかで、彼が最初に旗幟を鮮明にしたのは、戦中、

リンカーン政府によって発行された未決済の合衆国紙幣（^{グリーンバックス}緑背紙幣）四億五、〇〇〇万ドルの処置をめぐってであった。

すなわち、リンカーンが任命した財務長官マカロックの通貨収縮政策にたいして「^{ワイルド・パーティ}雑種」派の一員 R・C・シェンクが通貨収縮禁止法案を提起し、六八年一月九日、同法案が上院に回付されたとき、財政委員長シャーマンは、つぎのような主旨の長広舌をふるった。

「第一に、産業がいくらか麻痺している今日、これ以上の通貨収縮がおこなわれないだろうということは大衆の心を満足させるであろう。われわれは、産業がなんらかの理由で麻痺し、取引ぎと企業が以前ほどうまく利益があがっていないという不満を、国のすべての地方、あらゆる産業部門、連邦のあらゆる州から聞いている。多くの人びとは、おそらくまちがって、これらすべてのことを通貨の収縮——史上例がないとおもわれる収縮——のせいにしてている。二年たらずのうちに七億三、七〇〇万ドルのうち一億四、〇〇〇万ドルが回収された。わたしの知っているかぎり、このような急速な収縮は例がない。それは、賢明で有益であるかもしれないが、しか

し、なお、それはあまりに急速であるから、不平をよびおこす切迫さをもたらしている。……

第二に……通貨量の問題は連邦議会によってきめられるべきであるというのが、まえからの、そして現在においてもわたしの見解である。われわれは、紙幣のかたちで通貨を発行してきたし、まさにこの点についての議会権力はいかなる単独の役職者によっても代行されてはならない。もし収縮が政策として設定されるべきなら、それは財務長官によってではなく、議会によって設定されるべきである。……

第三に、このことは、議会にたいして、財政立法にかんして賢明に行動するという至上の義務をつよく課すものである。……

第四に、国会議員による公開の慎重な同意なしに価値尺度のいかなる変更もなされないことが保証されたとき、それは実業家を勇気づけ旧来の諸企業を継続させ、新しい諸企業にのりださせるであろう。

これらの考察は、この（シェンク）法案を正当化するのにまったく充分なものであるが、しかし、この法案はわれわれの注目をうばうべきはるかに大きな重要さをもった諸立法にたいするたんなる予備立法にすぎない。それら諸立法とは――

(1) 合衆国の銀行制度のありかた(2) 正金支払い再開の時期と方法(3) 合衆国の負債償還の方式とそれに使用される金の種類：
：(4) われわれの有権者を、最近の(南北)戦争によっておわされた負担から、実際に可能なかぎり救済するような歳費と税金の削減——を内容とするものである。」

緑背紙幣グリーンバックをめぐるこの発言は、一般的には同紙幣の急速な回収をさけることによって拡大インフレを継続しながら、同時にその情況のもとで合衆国の金融・財政の安定化を指向するものとして、戦中―戦後におけるアメリカ産業の「保線隊」の役割をはたしていた「雑種」ハイフ・ブリーズ集団一般の基本路線にそった発言であったといえよう。

しかし、注目すべきは、インフレの継続と金融・財政の安定という本来矛盾する「雑種」ハイフ・ブリーズ路線のなかで、シャーマンはすでにこのとき重要な選択をおこないつつあったという点である。すなわち、右に引用した発言を注意ぶかく読めば、そこでは拡大インフレはアメリカ産業の発展状況にそくした時期選択の問題としてきわめて政治的に主張されているにすぎず、それにひきかえ、合衆国における金融・財政の機構整備と安定化が、より重要な固定目標とし

てうたいあげられていることが明白となる。

これは、シャーマンが「雑種」ハイフ・ブリーズ集団の指導者として、アメリカ産業発展の起動力としての拡大インフレを当面の共通名分としながら、一定の期間と情況をまつて、より高次元での金融・財政の安定化を目標としていたことをしめすものである。

したがって、シャーマン一派とは、「雑種」ハイフ・ブリーズ集団のなかでも、「緑背紙幣グリーンバックへの直接的な干渉をこのまず」「緑背紙幣という未決済の発行物(の問題)は、国家の成長と通貨への増大する需要とによって、通貨の必要量の一部分として」かたがつけられるはずであり、「放置政策を最良と考えていた」「いまひとつの集合体」^⑤であったといえる。

事実、シャーマンはすでに「一八六五年における合衆国の負債状況」にかんして「戦争がおわったあと、すべての人びとの一般的な希望は、これら紙幣(の価値)を硬貨と等価にちかづけることであった。合衆国の上昇する信用と財政上の力は、負債者にたいする侵害なしに(両者を)等価にするであろうが、しかし紙幣の急速なひきあげは負債の重荷をつけくわえ、あらゆる型態の産業をカタワにする

であろう」から、「通貨収縮の努力は、わたしをふくめた数人の上院議員によって断乎として抵抗された」と書いて、右のような立場を確認している。

したがって、南北戦争中の拡大インフレとの関連でいえば、収縮なき金融・財政安定への移行ということが戦後におけるシャーマンらの基本的な狙いであった。

そして、このような狙いをもっと鮮明な焦点をもつて集中的にあらわれたのは戦中に発行された膨大な額の「戦債」^{ウォー・デット}処理の局面においてであった。

「六七年二月一七日、わたしは財政委員会から国家負債の借りかえと合衆国紙幣の兌換法案を提起した。同法案には念いりな報告書が付されていた。この報告書は、わたしが注意ぶかく用意し……財政委員会の承認をえたものであった。そのときの議会ではわずかに五人の民主党上院議員よりいなかったの、財政委員会全委員は共和党員であったのだが、それら委員は財政問題にかんする広汎な諸見解を代表していた。……この報告書にもりこまれた一般政策はひきつづいて諸法律に具体化されたが、（国家）負債の借りかえと正金支払いの再開にかんする法案は、報告書の日付ご数年のうちにな

ってやっと採択された。

財務長官によつてのべられたように、六七年二月一日現在で確認された（合衆国の）負債は二六億三、九〇〇万ドル……であった。……これら確認された負債は、あるものは硬貨^{コイン}で、あるものは法貨（^{グリーンバック}緑背紙幣）で支払われるというように、二〇のことなる型態の債務からなっていた……。

委員会の最初の勧告は、二〇一三〇年の支払い期限つきであるが、政府の随意によつて五一〇年以内に償還できるような、できるだけ低利率の公債^{ボンド}に、実行できるかぎり早く、借りかえるべきであるということであった。……

ところで五一二〇公債（五分利付二〇年払公債）として知られていた公債は……法貨（^{グリーンバック}緑背紙幣）によつて支払われるかどうかという問題がおこった。これらの公債はそれ相当のドルで支払うことを約束している。他の公債はとくに硬貨^{コイン}で、さらに他の公債は法貨すなわち合衆国紙幣（^{グリーンバック}緑背紙幣）で支払われるものであった。これら（合衆国）紙幣はそのとき額面以下に価値がさがっており、市場では硬貨^{コイン}で八セントぐらいの値うちであった。しかし、紙幣は合衆国の債務であり、そして、これら紙幣を硬貨と等価にちかづけることは合衆国の義務であり、合衆国の力でできることであった。

わたしをふくめた財政委員会の多数派は、合衆国はその紙幣を硬貨で兌換しないことで、みずからの悪を利用して得をすべきではなく、これら紙幣を硬貨にちかづけるか、あるいは合衆国の公債を硬貨で支払うべきである、と考えたのである。したがって、委員会は、合衆国紙幣と公債はともにあたらしい借りかえ公債とひきかえに（額面どおり）受けとられるべきであるし、紙幣は再発行され硬貨と等価にたもたれるべきであり、紙幣を硬貨と等価にたもつに充分な硬貨の準備金によってささえられるべきであると勧告した。つまり、合衆国は正金支払いの再開をおこなう用意があるということであった。……

財政委員会は通貨のいかなる収縮にも反対したが、同時にそのいかなる増量にも反対した。報告書の一般的な学説は、公債と紙幣を硬貨と等価にし、政府がそれらを償還し、あるいは、より低利率の、更改しうるような型態と条件で公債を発行するということであつた。

報告書は書いている。しかしがって、財政委員会は、いかなる法貨（緑背紙幣）も、金と銀に兌換できるようになるまでは、いかなる財政的・政治的需要という圧力のもとでも、現在、法律によって制限されている量以上に発行されてはな

らないという意見である。われわれの義務は、国家信用の規準である緑背紙幣を世界の貨幣である金の水準にひきあげることである。……われわれの手で、働く者のポケットにあるわれわれの約束のドル（紙幣）をわれわれの造幣所のドル（硬貨）と等価にさせよ。その進行過程の遅延は、公的な政策の問題である。それは通貨の量を漸次減少させることにしても可能であるかもしれないし、増大するビジネスあるいは向上する信用がドルを正金の水準にひきあげるまで、通貨の現在量でとめおいても可能である」と。

右のような主張からあきらかなように、(1)とくに二六億ドルをこえる多種類の戦債を統一的新公債に借りかえ、それを戦後経済の柱として定着させること、(2)四億五、〇〇〇万ドルの緑背紙幣および雑貨幣の兌換の開始、そして(3)兌換の本体をなす硬貨を金と規定することによる信用の増大と「通貨収縮なき金本位への接近」こそチャーマンらの究極的な狙いであつたといえる。

しかし、「雑種」集団の力による通貨収縮禁止法（六年二月四日）、公債支払いを硬貨と規定する公債強化法（六九年三月一八日）、多様な旧公債を四〜五パーセント利

付新公債に統合しなおす公債借りかえ法（七一年一月二〇日）の制定などの手順をふみながらも、シャーマンの究極目標である「金本位への接近」はそれほど簡単ではなかった。

それは、以下に説明するように、「雑種」^{ヘーフリース}集団の共通名分であった拡大インフレ路線の破綻、七三年の恐慌の到来によってはじめて実現の機会をつかみえたという情況であった。

b、正金支払再開法

「七三年九月一日の週をつうじて、ニュー・ヨーク市の金融市場は、ジェイ・クック商会を大手とする数社の金融会社の支払い停止によって一連の衝撃をこうむった。九月二〇日、土曜日までに充分に発達した恐慌^{パニック}が展開していた。」^⑫「七三年の恐慌につづく周期的収縮はアメリカの景気変動史におけるもっとも長期のものであった。……それは七九年三月まで五年五カ月にわたってつづいた。財政的統計において、それはきびしさで南北戦争後の景気変動のうち一九二九～三三年の収縮にわずかにおよびないほどのものであった。」——この破局が到来したとき、とりわけ共和党の混乱は深刻であった。

「七三年一二月に国会が開会されたとき……通貨、公債、国法銀行にかんして、六〇以上の法案、決議、動議がもちこまれたが、それらすべては国家の金融・財政状態にかんするものであり、即時的な硬貨支払から不換紙幣によるもっとも悪質なインフレにいたるまで、あらゆる種類の見解を表明したものであった。これらすべては財政委員会に付託された。……委員会に回付された数種の法案はとりあげられ検討されたが、国会のそとで人びとのあいだに存在したと同じような広汎な意見の分裂が露呈された。」^⑬

「上院議員J・シャーマン（委員長）、W・B・アリソン、G・S・バウトウエル、R・コンクリング、G・F・エドモンド、T・W・フェリー、F・T・フレリンハイゼン、T・O・ハウ、J・A・ローガン、O・P・モートン、A・A・サージェントからなっていた（共和党）委員会」が「会合したとき……意見のくいちがいが非常に大きいので、意志統一は不可能にちかいたことがあきらかになった。しかし、意志統一の必要性はまったく絶対的なものであったし、意見の不一致は共和党の分裂」^⑭を意味していた。

この混乱は、もっとも基本的には、戦後のヘゲモニー集団・「雑種」^{ヘーフリース}集団の共通名分であった拡大インフレ路線

の挫折によって生じたものであった。それだけに、恐慌への対応は、そのごにおける彼らの生きのびと政治生命に直接かわる問題となり、そこから、彼らは、八〇年代にむけての長期ヴィジョンを明確にしなければならない立場においてこまれていった。

とりわけ、「雑種」^{ハーフ・ブリード}集団の一方の旗頭であり、上院財政委員長であったシャーマンにとっては、恐慌の責任を回避しつつその地位をまもるためには、恐慌克服を起点とする合衆国経済の長期ヴィジョンの展開が緊急に必要となつたのは当然である。

事実、彼自身、七四年の中間選挙における民主党の進出と同党員T・W・フェリー（ミシガン州）の上院臨時議長、M・C・ケール（インディアナ州）の下院議長への就任を、とりわけ「雑種」^{ハーフ・ブリード}集団への大きな打撃にとらえ、「この政治革命はうたがいがいもなく、大いに七三年の恐慌に起因するものであった」^⑩と恐慌と政治情勢の変化を直結して回想しているのは、右の状況を端的に物語るものであった。

したがって、恐慌の混乱のなから展開されるシャーマン路線こそ、彼とその徒党の生きのびの願望をこめて提起

されたものとして注目されねばならない。——それらは、およそ以下のように語られている。

(一) 七四年一月一六日にわたしはながい演説をおこなつた。……「今日、わたしがおこなおうとする議論の基底によこたわっている諸原理のうち、もっとも明白なものは、金本位制こそ現代のすべての文明国家によって承認されている……すべての価値の最良で唯一の真の尺度であるということである。……

この数年、金と銀とのあいだの比価の若干の変動から多くの困難が発生しているし、意見の大勢は、価値尺度として金のみを採用することにかたむいてきている。六七年に開催され、わたしがそれに出席する栄をえたバリ通貨会議では二〇カ国の代表が価値尺度基準として金のみを推薦することに意見が一致した。合衆国とほとんどすべての商業国家はこの尺度を採用し、銀の使用を減少させ……てきているのである。したがって、われわれは……金をすべての財産、すべての生産物、すべての信用、交換のあらゆる媒体、そしてとくにすべての紙幣の価値がはかられる唯一の真の価値尺度、世界の真の貨幣とみなすことができる。……

われわれは、われわれを安全・確実・容易に金本位にもつ

ていくために、まさに旧来の政策にたちかえらねばならない。

第一に、わたしは、諸君に、実行できるもっとも早い時期に、紙幣を硬貨で支払う“という合衆国の誓約を紹介する。

六九年三月一八日に通過した公債強化法のなかにわたしはつぎのような義務を見出す。そして合衆国はまた、実行できるもっとも早い時期に、合衆国紙幣の硬貨での償還規定を作成するという公約を厳肅に誓約する”と。合衆国議会は、この義務の観念を実現するため、公債強化法を通過させた。そして、この法の最後のもっとも重要な条項は、わたしがただいま読みあげた約束——合衆国紙幣は、実行できるもっとも早い時期に硬貨で支払われる“べきであるという約束——である。

われわれがこの約束をおこなった六九年三月一八日には、合衆国紙幣すなわち緑背紙幣のドルは金で七五セント $\frac{3}{4}$ の値打ち、または別の言いかたをすると金は（緑背紙幣で）三二パーセントのプレミアムがついていた。結果はなんであったか。あの法律を制定したのち……緑背紙幣の価値は急激にはなく、徐々に上昇し、一年のうちに一二パーセント以内で金と等価となるまで上昇した。

議長、……議会は、この約束を五年まえにおこなった。人

びとはそれを信じ、ビジネスマンもそれを信じた。それ以来、四年が経過した。そして今日、緑背紙幣のドルの値打ちは七〇年三月一八日当時となんらかわっていない。そして、緑背紙幣の価値を金と等価に上昇させるようななんらの行動もかんがえられなかったのである。……

発行されたあらゆる公債は、その公債の利子は硬貨で支払われ、元金は期日に硬貨で支払われるという神聖な誓約にもとづいてのみ発行されたものである。公債強化法の第五項は、輸入品にかかるすべての関税は硬貨で支払われるべきこと、およびこの金は公債の利子を硬貨で支払うための特別資金として別置されるべきことを規定している。さらに、緑背紙幣を安全にするために、それは……緑背紙幣の所有者に、公私いかなる負債をも緑背紙幣で支払う資格をあたえている。あらゆる合衆国市民は緑背紙幣をうけとるよう義務づけられている。さらに、それは緑背紙幣が合衆国の六パーセント利づき公債——元利とも金で支払われうる公債——にひきかえられる資格をあたえている。」

(⇒) 七四年三月二三日、財政委員会の訓令にしたがって、わたしは（正金支払い再開）原法案を報告し、以下のように演説した。

「……合衆国紙幣は偉大で有用な目的に奉仕してきたし、私はそれらの誕生にたちあひ、またその歴史のすべての舞台で擁護してきたが、しかし、紙幣発行ご二二年たった今日、わたしは、それら紙幣は兌換できないし、現在一二パーセントの割で減価していると言わざるをえなくされている。それらは六三年七月一日以来、法的に、そして戦争終結以後は実的に兌換できなくなつたのである。すなわち、政府は、関税の支払い、政府によつて発売される合衆国公債の額面での支払いのいずれにおいても、それら紙幣を受けとることを拒否しているからである。それらは額面価格では兌換しえない。それらは、ほとんど発行の日からずっと減価してきたし、一時は金でわずか四〇セントの値打ちになつたし、現在やつと九〇セントの値打ちである。これが合衆国紙幣の情況である。……物価を上昇させ、新しい企業を開始し運営することを欲する人びとは、なんらの償還計画なしに通貨の増加をのぞんでいる。他方、金本位制にかえり、これら紙幣の価値をひきあげることをのぞんでいる人びとは、それら紙幣を回収し、棚あげにするか、それらをますます金本位にちかづけるようにするため、それらに新しい用途と価値をあたえることを欲している。……」

すべての上院議員は……すべての合衆国紙幣は硬貨で償還されるべき時がやってくるにちがいないと考えている。紙幣は、それらが硬貨で支払われるべきであるという了解のもとに発行されたのである。これら紙幣を絶対に硬貨で支払わないことが自己の目的であると宣言するような人物は、わが国では政治的に生きのこることはできない。」

ここに、シャーマンが政治的な生きのびをかけて展開した路線とは、戦後における拡大インフレの柱であり、七三年恐慌によつていまや破滅にひんしていた合衆国信用の総和（緑背紙幣・公債）を金本位制で裏打ちすることによつて懸命に回復しようとする金権派路線にほかならなかつた。

事実、彼は、「戦中、巨大な支出はわれわれに紙幣の使用をよぎなくしたが、平和の回復と支出を上まわる歳入の余剰で、ただちに硬貨支払または兌換紙幣にきりかえられるべきであつた。われわれはこの処置をひじようにながく放置したので、大衆の精神は減価した金に満足しきつていたのである。しかし、七三年の恐慌とそれにさきだつた熱っぽい投機は、わが国のビジネスマンの大群に、正金支払

いへの復帰以外に、現存の害悪にたいする救済策がないことを確信させた」と書き、恐慌のさ中で「あたらしい企業を開始し運営することを欲する人びと」を犠牲にして、ひたすら合衆国信用——金本位の関連を尊重するだけという停滞的な方向を表明している。

したがって、かれが党内の分裂と混乱のあいだを泳ぎながら、七四年三月からほぼ一カ年かけて成立させた正金支払の再開法（An act to provide for the resumption of specie payments）——七四年二月二日、三三票・一四票で上院を、七五年一月七日、一三六票・九八票で下院を通過。七九年元旦から金兌換を再開することを規定した法——こそ、シャーマンらが恐慌の責任にほかむりしながら八〇年代にむかってひいた生きのびの里程碑であり、その基本的な性格は、右のようにきわめて独自なものであったと理解してよいであろう。

とすれば、ここから、シャーマン路線にかんする一つの疑問がうまれる。すなわち、「雑種」集団の一派として七三年恐慌の責任をおわねばならなくなったとき、彼とその徒党が、なぜ、生きのびの原点として、恐慌克服にたい

してはほとんど意味をなさないはずの金本位制に固執したのかという疑問がそれである。

そして、この疑問にこたえることは、権力集団の一派であった彼らがどのような位置づけをもつ徒党であったかをあきらかにすることであり、同時に、それによって当時の合衆国史の構造的な側面にまでふれることが可能となるであろう。

c、外資導入路線

これらの検討に、一つの糸口をあたえるのは、「再建期」の財政政策史をめぐるつぎのような局面である。

債券は鑄（硬）貨で償却されるべき旨、一八六九年の法律は規定していた。それでは鑄（硬）貨とは何であろうか。一八七三年、議会はそれが通過せしめた「合衆国の造幣局および貨幣制度にかんする諸法を改訂、修正する法律」とよばれる新しいやっかいな法律において、鑄（硬）貨は金にかぎると決定したが、銀の鑄造にかんしてはなんらの規定をも用意しなかった。これが故意になされたものか、あるいは不注意によるものであるかについては単に推察しうるにすぎないが、いずれにせよ、銀は通貨たるの資格をうしなつたのである。

つまり、公債強化法（六九年）から正金支払い再開法（七五年）にいたる兌換制への接近過程で、それに金本位制の内容をあたえたものこそ、ここに引用した七三年の通貨鑄造法——銀貨から通貨の資格をうばった法律——であり、したがって、この法こそ七五年の正金支払い再開法に代表される金本位制路線のもっとも必要な前提部分をなしていたといえる。

事実、同時代の銀貨派の政治家たちは、いちはやくこれに「七三年の犯罪」という烙印をおして攻撃を開始しているし、以後、多くの経済史家たちの研究対象となってきたところであり、同法の成立事情をめぐって史家P・M・オリリーやA・ワインスタインらは、造幣官H・R・リンダーマン、財務長官G・S・バウトウェル、上院財政委員長シャーマンらの共同謀議の存在を指摘している。

すなわち、たとえば、A・ワインスタインは、これら三者、とくに「シャーマンとその徒党は」七二年ごろからの銀価格の世界的な下落傾向をみてとり、「下落した地銀のさきを見こした氾濫が、法定銀ドルへの鑄造をもとめて政府の造幣所に殺到しはじめるまえに、国内で金本位制を確

保するために、銀から法定通貨としての資格をうばうよう行動した」と書き、また「合衆国が、下落した法定銀貨が金と等価で流通しつづけているあいだに、正金支払いを再開するような羽目になることをおそれて、シャーマンと財務官史どもが、公共政策の基礎にたつて“複本位制を根絶するよう努力した”のであり、これを、七五年の「正金支払いの再開法」との関連においていえば、「議会が七三年に無知のうちに同意をあたえてしまっていたアメリカの貨幣史上における静かなる革命（金本位への移行）に気づくまでに三年がすぎたということになる」と書いて、シャーマンらの金本位制への陰謀、「七三年の犯罪」を指摘している。

とすれば、このようにシャーマンがすでに恐慌以前から一貫して金本位制——合衆国信用の保証体制の確立を指向しつづけてきたについては、彼がたんなる「利己的悪党」や「経済に無知な者」といった生やさしい存在ではなく、合衆国経済にたいする一定の構造的な認識をもっていたことを推測させるものであり、この点を明かにすることは、彼とその集団を正確に位置づけることに役立つであろう。

シャーマンがみずから最良の演説のひとつと自負した「七六年三月六日の上院での」演説は、これらの問題にたいして、かなり明確な解答をあたえている。

「議長、……わたしは、政府によって直接的に発行され、かつ要求にしたがつて金貨に兌換できる合衆国紙幣、または金と同価値の政府公債は、われわれが採用しうる最良の通貨であり、それは合衆国においてのみならず、同様に大英國においても未来の通貨であり、そのような通貨は……正当に法貨でありつづけるということを信じている人びとの仲間である。……」

なるほど諸君は通貨の価値をいちじるしく下落させても、諸君の法律によって、債権者に諸君の通貨をうけとらせることができるかもしれないが、しかし、債権者は、自分の売ったところのもの、あるいは他の生活必需品でそれと同等のものを買いもどすことはできない。かくて、彼は自分が売却したところのものの一部分をだましとられたことになる。戦争中、通貨は下落しつつあったが、多くの単純な人たちは、自分の商品や収穫物を値あがりした値段で売ったとしてもうけたつもりになったのである。しかし、その貯えをもういちど商売に使おうとしたとき……その誤りに気づいたのである。

諸君、この政策は、信用で売買し貸借する人たち、何らかの生産物——それが食糧や衣料であろうと、生活必需品や奢侈品であろうと——を生産してそれを信用で売却する人たちをあざむくことに全力をつくす政策である。農民のであろうと職人のであろうと、生産的な労働と正直な勤勞は信用とふかく関係しあっている。商取引に生命と競争をあたえるのは信用であり、そして信用は、義務をおこたり、ひきのばし、あるいはすこしでもあいまいにするすべてのたくらみによって破壊されるものである。……

諸君、くりかえすが、兌換できない価格変動する通貨は、たえず利子率を上昇させ、安定した通貨あるいは価値が上昇する通貨は、たえず利子率をひきさげる。……もし、人が金を貸すなら、その人は金がふえてかえってくることを欲するのであるが、しかし、金が払いもどされるときに、それを貸しつけることを考えたときよりも少い価値になりそうであるなら、その人は、金の減価の危険をカバーするような利子率のばあいをのぞいて、貸しつけをしないであろう。彼は、むしろ土地あるいは安定価値をもった何かを購入することにより好むであろう。もし、通貨が金本位制の上になつてゐるか、金本位制にむかつて前進しつつあるなら、その人は穩健

な利率で金を貸すであろう。というのは、彼は、少くとも貸したのと同じ価値の金を回収するであろうことを知っているからである。諸君、くりかえすが、減価した通貨によって、偉大な国内生産は海外市場からきりはなされている。というのは、そのような通貨によつては、われわれは、その産業が正金本位制に立脚している競争相手の国々と平等の条件で競争することが不可能であるからである。われわれは、正金本位制にちかづいていくにつれて、いまや若干の商品について外国の産業と競争できるのであるが、それは、われわれが特殊な利点をもっている製造工業の製品にかんしてだけである。わが諸工業を正金本位制に立脚させよ。そうすれば、ただちに、われわれは、世界市場において鉄・材木・羊毛・皮革・棉花、われわれの天然の産物である原材料から生産されるすべての商品において競争することができる。そして、われわれが競争するすべての国は正金支払いをおこなっている国であるということは記憶されねばならない。産業を正金のうえに立脚させない国は、近代文明の偉大な製造工業から必然的に排除され、先進工業のための原材料だけを産出するよう宣告をうける。安価な食料、氣候、土壤、あるいは安価な土地、放牧のための巨大な草原、あるいは豊かな鉱山といったよう

な自然の利点は、価値の下落した紙幣という害悪にもかかわらず、国家に富と繁栄をあたえうるであろう。しかし、ひとたびわれわれが熟練工に雇傭をあたえる発達した段階の生産で世界と競争することになると、われわれは、そのような産業を金本位に立脚させなければならない。」

ここに展開されているシャーマンの金本位制論は、「生産的な労働」と「信用」を直結し「正直な勤労」を合衆国内で保証するものとして提唱されながら、もっと根本的には「偉大な国内生産」が「海外市場からきりはなされ」「近代文明の偉大な製造工業から必然的に排除され、先進工業のための原料だけを産出する」ことに甘んじていないための必須要件として提起されている。

そして、このばあい注目すべきは、合衆国産業をたえず国際環境のなかで検討するという姿勢であり、「合衆国の諸工業を正金本位に立脚させ」ないかぎり「発達した段階の生産で世界と競争」できないとする発想である。

この背景には合衆国産業にかんするシャーマン独自の位置づけと願望が横わっている。それは右に引用した演説の前半において、個人の金銭貸借をめぐる信用論の比喩をと

おして語られており、合衆国信用—通貨体系をとくに「大英国」とおなじ金本位制にすることによって、両国のあいだの資本流通過程、とりわけイギリス資本の流入を促進しつつ、合衆国経済の発展を期待しようという願望がそれである。

つまり、シャーマンらは、合衆国産業をたえず国際環境のなかでとらえ、その後進性を打開する方策として、とくにイギリス資本のよびこみを期待していたわけである。したがって、英・米に共通する「未来の通貨」である金本位制こそ、右のような意味で合衆国経済の存立そのものにかかわるもっとも基本的なものとなっていたのであり、一貫して主張されつづけた理由もそこにあった。

とすれば、シャーマンとその一派は、「ヘイ・ブリークス種」集団のなかにあっても、とくに合衆国産業—国際金融の関連を重視する一派として位置づけておかねばならないし、この点は念願の「正金支払い再開」が開始される七九年元旦にいたる過程でいっそう明確に露呈されてくる。

すなわち、七八年八月のオハイオ州での遊説（マンズフィールド—トレド—シンシナティ）を通じて、「グリーンバック紙幣が来

るべき一定の時期に正金と等価で兌換され、政府の誓約によって保証され」通貨が安定することによって、とりわけ対ヨーロッパ負債の返済が順調となる点をうたえている^②。七九年には、「正金支払い再開法」によって通貨が安定したメリットとしてヨーロッパ資本が大量に流入しはじめたことをとくに評価し強調している^③。

この間、彼は財務長官年次報告（七八年二月二日）のなかで「七八年四月一日に、財務長官は正金支払い再開の目的のために五、〇〇〇万ドルの四・五分利付公債の売却にかんして……ニュー・ヨークとロンドンの若干の銀行家と契約をむすび」「同公債が一・五パーセントのプレミアムつきで売却され」た結果、五、〇五〇万ドルの純売上金^④が金貨で国庫に払いこまれた^⑤ことをあきらかにしている。

このように合衆国における金本位制の創設—国際金融資本の連結作業は、シャーマンらによって公然と遂行されたところであり、事実、彼は、特使C・F・コナントをロンドンに常駐させて、公債売却をつうじてするイギリス資本の流入作業をロスチャイルド家と共同でおこなわせている^⑥。すくなくとも七十七—七九年のあいだに発行された八億

四、五〇〇万ドルの公債売却の大部分に「合衆国におけるロスタイルド家の代理人A・ベルモント」^③商會を先頭とする国際金融投資團を介入させて、獅子のわけ前にあずからせている。

たとえば七八年四月、シャーマンの統轄する財務省と彼らとのあいだで成立した契約書は、つぎのように明示している。

「七八年四月一日、以下の条件で、合衆国財務長官と：英国、ロンドン市のN・M・ロスタイルド父子商會の代行
■ニューヨーク市のA・ベルモント商會とその協力者、ロンドン市のJ・S・モルガン商會の代行■ニュー・ヨーク市のドレクセル・モルガン商會、ロンドン市のセリグマン兄弟商會の代行■ニュー・ヨーク市のJ&W・セリグマン商會、ロンドン市のモートン・ローズ商會の代行■ニュー・ヨーク市のモートン・ブリス商會、ニュー・ヨーク市のファースト・ナショナル銀行とのあいだで成立した本契約は、以下のことを証明する。

A・ベルモント商會は……ここに、財務長官より四一二万五、〇〇〇ドルの四・五分利付合衆国公債……の購入、ドレクセル・モルガン商會は……同公債一六二万五、〇〇〇ドル

の購入、J&W・セリグマン商會は……同公債一六二万五、〇〇〇ドルの購入、モートン・ブリス商會は……同公債一六二万五、〇〇〇ドルの購入、ニュー・ヨーク市のファースト・ナショナル銀行は同公債一〇〇万ドルの購入に同意する。……この契約によってさだめられた公債は正金支払い再開の目的のために売却されるものとする。……」^④

そして、これら操作の延長線上で、七九年六月、すでに「正金支払い再開」が開始されてのち、シャーマンは出身州オハイオで知事デニソンを帯同して演説し、その後のみずからの政治的野心と関連して、シャーマン路線の究極にあるものをつぎのように語った。

「わたしは自分自身についてひとつの個人的な意見をのべたいと思う。わたしの新聞関係の友人のあるものは、わたしをオハイオ州知事候補にしようとするところまできたが、わたしは、諸君のだれひとり……わたしに投票しないよう希望している。わたしは、正金支払い再開問題がひとつの疑念もなく結着がつけられるまで現在の財務長官の職を固守することを提案する。わたしは、正金支払い再開という実験は成功であり、われわれは再開を實行できるし、合衆国は自国の紙幣を割引いてまで売り歩かせるつもりはないが、しかし合衆国

紙幣^{ペーパー}はいたるところで金貨と等価で受領され……いかなる国のいかなる紙幣にもおとらない立派な紙幣として受領されて、世界中に流通することが可能となるだろう、ということをするべての^ベ人びとに確信させたいのである。……もし、現在の政策が効を奏せば、われわれは、国家的な使用のために必要な^{カネ}すべての金を借りいれることができるであらう。」^⑤

このようにみてくると、シャーマンとその一味は、合衆国信用—金本位制—国際金融の関連において合衆国経済を把握しようとする集団であり、合衆国を後進資本主義国家として位置づけ、たえず海外資本の流入をうながすことによって急速な発展を期待していた集団であったといえる。

そして、現実には、七三年の恐慌^{パニック}によって彼のいう「政治革命」が到来し、動揺しはじめた権力の座をまもって生きのびをはからねばならなくなったとき、右のような基本路線をあらさまに恐慌回復の特効薬としてアピールしつづけたのである。^⑥

しかし、七三年恐慌^{パニック}を契機とするシャーマン派のこのような凝集傾向は、同時に、彼らが属した「雑種^{ハイブ・ブリード}」という権力集団のなかにおける別派・ブレン派の特定路線にむか

つての傾斜^{（前稿）}と並行していたのであり、その意味で、八〇—九〇年代にかけてのシャーマンらの評価はこのような政治状況をふまえてなされるべきであり、それは当面、八〇年代における両派の葛藤をみることから始められるべきであらう。

- ① Recollections, vol. I, preface iii, iv.
- ② Recollections, vol. II, p. 1216.
- ③ Recollections, vol. I, pp. 434, 5.
- ④ 山本幹雄、前掲論文「下三」。
- ⑤ Theodore E. Burton, op. cit., p. 173.
- ⑥ Recollections, vol. I, p. 377, 78.
- ⑦ Ibid., pp. 435, 6, 7, 8.
- ⑧ Ibid., pp. 336, 37. ⑨ Ibid., p. 337.
- ⑩ Ibid., p. 458. Don C. Barrett, op. cit., pp. 195, 6.
- ⑪ Theodore E. Burton, op. cit., pp. 183, 4, 5, 202, 03.
- ⑫ Samuel Reznick, "Distress, Relief, and Discontent in the United States during the Depression of 1873-78." Journal of Political Economy, LVII, 1950, p. 494.
- ⑬ Randigs Fels, "American Cycles, 1865-79." American Economic Review, XLI, 1951, p. 336.
- ⑭ Recollections, vol. I, p. 490.
- ⑮ Ibid., p. 509.
- ⑯ Ibid., p. 524.
- ⑰ Ibid., pp. 491-4.
- ⑱ Ibid., pp. 496, 498-501.
- ⑲ Ibid., p. 508.
- ⑳ Ibid., pp. 509-11, 18.

② L・M・ハンカー、前掲書、下、二四四頁。

③ Allen Weinstein, "Was There a 'Crime of 1873'?: The Case of Demonetized Dollar," *Journal of American History*, vol. LIV, 1962, pp. 307-11.

④ Ibid., p. 312. ⑤ Ibid., p. 326.

⑥ Ibid., p. 324. ⑦ Ibid., p. 312.

⑧ *Recollections*, vol. I, p. 525. ⑨ Ibid., pp. 526, 34, 35.

⑩ *Recollections*, vol. II, pp. 662, 64, 65.

⑪ Ibid., p. 705. ⑫ Ibid., p. 687.

⑬ Ibid., p. 706. ⑭ Ibid., pp. 706, 08, 14, 15, 16, 17, 23.

⑮ Ibid., p. 641. ⑯ Ibid., p. 732. ⑰ Ibid., p. 751.

三、限界の露呈

a 「^{ハイ・フレイ}雑種」の事情

シャーマンは、八〇年における共和党の事情と自己の立場をつぎのように回想している。

「共和党全国大会による大統領候補の指名が、当然、政界の主たる関心事であった。グラント將軍は、七九年一二月に世界周航からサンフランシスコに帰着した。……彼は公然と立候補宣言をしてはいなかったが、もういちど大統領職を大いによろこんでうけいれる用意があった。彼の僚友たちは、彼を支持する意志を公約していた。……ブレーン氏もまた公

認の候補であり連邦のあらゆる分野に強力な支持者をもって
いた。わたしの名前も候補者としてあげられていた。そして、
一般に、この三人のうちの一人が共和党大会での被指名者とな
るだろうと想像されていた。やがて、わたしは、自分の見
解をのべることを余儀なくされる役職（財務長官）にあった
という事実が、利点であるよりむしろ弱点になっていたとい
うことに気づいた。わたしは、そういう榮譽をにないたいと
いう生来の野心をもっていたが、自分の役職によってハンデ
イキャップをおっていたのである。

グラント將軍の僚友たちは全国委員会を牛耳ることに成功
し、大会開催の時と場所を指示することができた。カメロン
上院議員が全国委員会の議長にえらばれた。彼はグラント將
軍指名へのひいきを公言し、その推進に全力をあげた。……

ブレーン氏は、たえず、合衆国のあらゆる分野における若
手の共和党員たちの熱烈な支持をえていた。彼は、きらびや
かで派手な動作と話術ですべての若い積極的な政治家たちの
寵児となっていたが、大胆で積極的であつたため敵も多かつ
た。わたしの力と弱点は、下院、上院、内閣でのながい職務
に由来するものであつたが、わたしの主たる仕事は、すべて
の党派の人間がひろく意見を異にする金融・財政の問題と関

連があつたので、これらの問題でわたしの意見に同調しないすべての人びとの反対にでくわさねばならなかった。そこで予想では、グラントとブレーンのあいだの必然的なたたかいでどちらも大会で投じられる票の過半数を制するのに失敗したばあい、わたしが指名されるかもしれないということであつた。^①

八〇年におけるこれら三人の大統領亡者の併立は、ヘゲモニーをにぎつた共和党急進派内の分裂——グラントを傀儡とする「生粋の党人」集団と「雑種」集団との分裂、さらに「雑種」のあいだにおけるブレーン派とシャーマン派の分裂——を物語るものであつたが、この競争についての当面の決着はつぎのように比較的簡単につけられた。すなわち、三すくみの情況のなかからシャーマン—ブレーンの妥協によって「雑種」のガ―フィールドが漁夫の利をえて指名された。そして大統領に当選するや、R・コンクリング、O・P・モートン、T・C・プラットらの「生粋の党人」にたいする挑戦を請負わされ、ながく「党人」たちの単官支配の象徴であつたニューヨーク税関長に「雑種」のE・A・メリットを任命、憤激したコンクリン

グとプラット両議員を辞職においこんだが、やがて逆に暗殺されるにいたつた。そして、これを契機にコンクリング派、ひいては「生粋の党人」集団の決定的な退潮をみるにいたつた。^②

このことは、南北戦争の制勝集団、共和党のうちがわにおける醜惡な権力あらそいが、旧急進派にたいする新急進派の勝利、新急進派内における「生粋の党人」と「雑種」の抗争という経過をたどりながら、ついに大統領ガ―フィールドの暗殺という犠牲において「雑種」の最終的な勝利にたどりついたことを意味する。

したがって、八〇年代はそのような生きのびをはたした「雑種」集団が国家権力の掌握にもつとも接近した時代であり、それだけに一方では「雑種」の党派の団結の強化と、他方では「雑種」独自の政策を鮮明化すべき時期にあたっていたし、シャーマンはそのような「雑種」の矛盾——奪権のための団結と路線確定のための集団内分裂という矛盾——の象徴としてブレーンと対抗しあう立場にあつたといえる。これらの事情は、若干のきわめて卑近な例をしめすことによって、およそつぎのようにあつて

ることができようであらう。

すなわち、「シャーマンの名は、八〇年、八四年、八八年の各年に大統領候補として共和党全国大会に提起された」^③が、ブレーンとの大統領への先陣あらそいという関係からは、たとえば八〇年には、反「党人」という共通の立場からガーフィールドの指名獲得にブレーンと共同歩調をとりながら、ガーフィールド政権の成立こそは、同政権のブレーン色を非難するというかたちで、個人の野心と負けおしみをむきだしにしているし、^④八八年においても大統領候補の指名獲得をめぐってブレーンと醜悪ではげしい競争を展開している。^⑤しかし、これら「雑種」^{「ヘン・ブリーズ」}のうちがわにおける抗争のふかさにもかかわらず、彼らが共和党内のヘゲモニー争いのなかで生きのびてきたについては、外にむかってたえず「雑種」^{「ヘン・ブリーズ」}の団結と力を誇示してきたことが大きな力となっていたことも否定できない。

そのような情況の象徴はシャーマンとブレーンのあいだの奇妙な友好関係にはかならない。——たとえば、八四年に大統領候補の指名争いでブレーンに敗北したのち「六月一九日にワシントンでJ・G・ブレーンとJ・A・ローガン

の指名批准の集会がもたれた」ととき、シャーマンは「ただちに共和党公認候補を支持することに積極的な役割をはたす」^⑥ため、つぎのように同志ブレーンにたいして、政策にまでたちいった全面的な声援をおくっている。

「だがが大統領候補に指名されると、その競争相手がまずその選択の妥当さを保証するようもとめられるということでは、アメリカの政治にまつわるひとつの奇妙な習慣である。おそろく、わたしがいまよび出されているのはそういう理由からであろう。わたしは、自分自身、指名候補者になるなどとは考えてもいなかったのであるが、シカゴ大会の行動をうけいれ、みとめ、批准するにやぶさかではない。わたしは、フレモント、リンカーン、グラント、ヘイズ、ガーフィールドの指名を支持したと同様、ブレーンとローガンの指名を心から支持する。……」

ブレーンとローガンは、わが偉大な国家の広汎な領土のあらゆる州、郡、地区の共和党を代表するわれわれの八〇〇名の代議員の自由な選択によって公正に指名されたのである。……彼らは「ダーク・ホース」ではない。彼らの名はしれわたっている。……彼らは、平時と戦時においてこの四分の一世紀の記憶すべき諸事件をくぐりぬけ、政治生活のいそがし

いもみあいのなかで、よく最前列に位置をしめている。……

共和党員の同志諸君、われわれはいまや休みなき闘争に入ろうとしている。諸君は、戦争中に連邦軍に敵対し、奴隸制の廃止に反対し、国家信用をそこなうことをとめ、正金支払いの再開に抵抗したと同じ勢力、同じプリンシプルとたたかわねばならない。彼らは、われわれの陣列からの落伍者（マグワンプ一派―筆者、註）によって、あちこちで補強されている。しかし、一方で、北部で同じように南部においても若手の世代が前線に登場しつつある。……彼らは、いまや、民主党の狭少な「反動の親玉」のセクシヨナリズムを打倒する決心をしている。……

彼らに、アメリカ市民の権利を主張させよ。……彼らに、わが国の産業を多様化し、すべての地域に何百万人ももの充分な給与をうけて満足している市民たちの工場を設立するために、われわれがすでにいままでも追求してきた保護関税政策（「雑種」の共通政策―筆者、註）をさえさらに改善させよ。彼らに、南北戦争いらいわれわれがすることができなかったこと――あらゆる海港にたいしてわが国の通商を回復し、あらゆる海洋でわが国旗を保護すること（ブレーンらの提案―筆者、註）をおこなわせよ。

国民諸君、残念ながら、民主党という代行機関をつうじては、国民的希求のこれらの大目的をなにひとつ達成できない。……諸君らは、われわれの欠点を民主党の勝利によって罰することができるかもしれないが、しかし、諸君は、それによって同様に自分自身を罰し、諸君の国家の進歩を停滞させることになるであろう。」^⑦

シャーマンのブレーンにたいするこのような提灯もちはそのまま「八月三〇日のオハイオ州アッシュランドでの演説を皮切りに」「選挙戦のおわりまで毎日」、ときにはブレーンと同行しておこなわれた遊説戦をつうじて、終始、精力的におこなわれた。

また、八八年においても、大統領職へのはげしい執念とブレーンとの競争意識をもやしなながらも、なお強固な同志観をつぎのように披瀝している。

「ブレーンとわたしの関係は友好的でないという卑俗な見方がひろまっていた。これは重大な誤りであった。われわれは、かつていちども個人的な性質の争いをしたことはなかった。彼は著書「議会の二十年」のなかで、つぎのようにわたしに最高の讃辞をあたえている。『議会における一定の政策の推進者が行政府でそれを遂行する機会を与えることはめった

にないことである。しかし、シャーマン氏は上院における正金支払い再開法案の主要な提唱者であり、正金支払い日（七九年元旦）にさきだつ危機的な二年間にわたつて財務省の長であつた。彼は、わが歴史上のなにびともおとらぬ財政的名声をうちたてた”と。……

ブレーン氏は、シャーマン氏が大統領に選出されうると考えるか”ときかれたとき、彼は、シャーマン氏は共和党の出發時からの党精神を代表している。……シャーマン氏は共和党が強力であると同じように強力であり、もし大統領候補に指名されれば、当選しうるし、またそれだけの偉大な個人的力量をもっていると考える”と答えた。^⑩」

このようなシャーマン—ブレーンのあいだの「雑種」^{ヘイフ・ブリーズ}のきずなは、近くは「生粋の党人」^{ストゥールワッフ}派、遠くは旧急進派^{ゴールド・ラディカズ}にたいする彼らの挑戦のなかからねりあげられてきたものであり、それは制勝集団としての「雑種」^{ヘイフ・ブリーズ}の在りかたの象徴であつたといえる。

したがつて、八〇年代においてシャーマンとその徒党をとらえるには、当面、彼らを同年代におけるおよそ右のよ様な様相——ブレーンとシャーマンのあいだの私闘と外敵

にたいする両派の団結という「雑種」^{ヘイフ・ブリーズ}的様相——のなかに置いて理解していく必要がある。

そして、このことは、より基本的には「雑種」^{ヘイフ・ブリーズ}集団を政策のうえでの妥協集団とみなすことによって、ブレーン派の政策とシャーマン派のそれとの対比、およびどの点で彼らの決定的分裂をつなぎとめる妥協が成立していたのかを検討することとでなければならないし、より具体的には「雑種」^{ヘイフ・ブリーズ}集団の全体によつて首尾一貫してかけられてきた保護（関税）政策にたいしてシャーマンらがどのような諒解をあたえていたのか、それが彼の提起した主政策「金本位制の確保とどのようにからみあつていたかを究明することであり、それによつて八〇年代における彼らの基本的立場をあきらかにすることとでなければならないであろう。

b 保護関税の意味

このような意味で、シャーマンが関税問題について一定の見解をしめしたのは八二年におけるつぎのような演説とそれにつづく一連の関税立法の過程においてであつた。

「議長、わたしは、現行関税の欠陥——そのほとんどは従

価税と従量税とのちがい、物価の大きな下落、製造工業の方式における重要な諸変化……過去二〇年間におこった通商と価格における革命……によってひきおこされた混乱によって、もとのモリル関税につぎ木された諸修正からでてきた欠陥——にたいして注意を喚起したところである。……関税の改訂にいたる最良の方法は……もっとも早くやるという方法がいちばん良いきかたであるといえる」^⑭

そこでは、南北戦争中のモリル関税のうえに「つぎ木」されつづけてきた「欠陥」だらけの関税体系を、そのこの「産業の変革」^⑮に対応するよう緊急に改訂する必要が強調されている。

事実、シャーマンは「改訂のもっとも早いやりかた」として両院に改訂委員会を結成するよう要請し、J・L・ヘイ、H・W・オリヴァー、A・M・ガーランド、J・A・アンブラー、R・P・ポーター、J・W・H・アンダーウッド、A・R・ポーテラー、D・F・ケナーらの関税委員会を発足させ、八二年一月四日には二、五〇〇ページをこえるレポートが同委員会によって下院に提出されている^⑯。しかし、この作業にもとづいて、八三年三月三日に成立

した関税法については、シャーマン自身きわめて大きな不満を表明している。彼によれば「関税委員会は、不当にも鉄・鋼の関税を切り下げ、綿・羊毛製品の関税をひきあげ……すべての均衡と調和を破壊するにいたるまで、地方的な要求と地方的な利害に譲歩した」^⑰のであり、より具体的には、たとえば上院では民主党員と一部の共和党員によって「鉄鉱石、銑鉄、くず鉄、羊毛が犠牲にされ……利己的で地方的な理由で、すず板、綿花……ワイア用棒鉄などは例外的に低い税率を適用され、かくて、わが国で製造される品目のリストからしめだされたのである」^⑱

これらの発言は、シャーマンの関税観の基本が「合衆国の鉄鋼業」^⑲を中心とする重工業の保全という「雑種」^⑳集団一般の保護関税観と共通のものであったことを物語っていると同時に、たとえば七三年恐慌^㉑いごの合衆国産業の構造的な変革にみあう新しい「均衡と調和」の保護関税をもとめて模索しつつあったことをあらわしている。

そのばあい、彼がどのような「均衡と調和」の保護関税をもとめつつあったかをあきらかにすることは、そのなかに彼の基本路線がどう屈曲して投射されていたかを知らう

るという意味で、きわめて興味ぶかい。

八七年三月、南部遊説中にテネシー州ナッシュビルでおこなわれた演説は、右のような意味でのシャーマンの関税構想の中核にふれたものであった。ニューヨーク・ヘラルド紙はそれについてつぎのように報道している。

「上院議員シャーマンのナッシュビル演説は、南部の聴衆にたいして全国的名声をもった共和党員によっていちどものべられたことがない国家政治にかんする最初の政見発表であった。……シャーマン氏は共和党員として共和党政治のがわになつて演説した。……もし共和党の指導者たちが賢明であるなら、シャーマン氏のナッシュビル演説を全南部に流布させるよう留意するであらう。彼は、高率保護関税、内陸開発、公共建設事業への自由な支出、……公共目的にたいする余剰歳入の支出を強調した。それらすべては、もっとも明確で健全な共和党のドクトリンである。」^⑩

つまり、シャーマンにとって合衆国の関税体系とは国内産業保護のための高率保護関税でありつつ、究極的にはそれが国家開発のための資金撒布の源泉の役割をはたすべきものと理解されていたし、「均衡と調和」のとれた関税の

意味内容は、すぐれてこのようなところにもとめられていたようである。

この高率保護関税—資金撒布主義を結合する国家開発論は、八七年一二月、第五〇国会における民主党クリーヴランド大統領の年次教書にたいする批判演説のなかでより明確にされている。

すなわち、クリーヴランドが、共和党の重税体制によって国家の累積黒字が五、五〇〇万ドルにたつたと警告して、低関税政策への意向をあきらかにしたとき、シャーマンは「注意ぶかく準備された演説」において「政府の歳入は、税率によってではなく、国家の金融・財政事情によって年々変化する」ものであり、黒字の「増加は非常な通商と繁栄の証拠である」と前提して、^⑪以下のような独自の関税論を展開している。

クリーヴランド「大統領はすべての国内税をそのまま継続し、国内産業と競合する輸入商品への関税をひきさげよと主張している。……税金をひきさげることでは喜んで貴下にくみするものであるが、われわれは、人びとにもっとも負荷をかけているような税金、とりわけ国内税をえらびだし、それ

らを廃止するであろう。われわれは、関税による保護政策を維持し……わが国内産業と競合し破壊するような外国輸入品をわが国に導入する意志はない。」

「七三年の恐慌後、歳入が非常に減少したので……余剰金が国庫に全然なかったという事実によって、減債基金は實際上中止された。繁栄時には、歳入は現金支出と減債基金を上まわり……すべての余剰歳入は国家債務の減少にむけられ、かくて、金融逼迫時における減債基金の不足を補ったのである。これは、南北戦争の終結いごマニング氏までのどの財務長官によっても充分に理解され遂行された賢明な公的政策であった。」……

大統領「クリーヴランド氏とマニング財務長官は、可能なかぎり大量のわが国の通貨を国庫のなかに死蔵し、その額はしばしば二億ドルをこえるにいたった。このことが金融逼迫をつくりだし、わが国のビジネスに有害な影響をあたえたのである。いかなる余剰歳入でも、国家負債の減少か公共事業にふりむけることが、これまでのすべての大統領の政策であった。」

クリーヴランド「大統領の目的は、国内の生産物との競合をまねく輸入商品にたいする関税のひきさげを強行すること

であり、そのような関税ひきさげを強制する算段として国庫における金の蓄積が利用されたことはあきらかである。

すでに八六年七月一九日に、わたしは、国庫に余剰歳入を死蔵することの困難さと危険について、および上院が減税と余剰金の運用をおこなう準備があることについて、注意を喚起しておいた。だから、歳入は、国内産業をそこなうことなく減少されたとであろう。大統領の異常な教書の時点で、両院はまさに（国内税の）減税に手をつける用意があったのである。財務長官は、余剰歳入を合衆国債券の買いもどしにあてる全権をあたえられているのである。しかるに、大統領は……そのような措置に満足せず、アメリカ産業を保護している関税のひきさげを要求したのである。」「余剰歳入は、いかなるものでも、国家負債の減少のためにふりむけられうるし、そうされるべきものである。」

ここであきらかなことは、シャーマンにとって関税とは原初的にはアメリカ産業保護のための関税でありつつ、資金撤布のための源泉、より究極的には公債支払いの源泉としての役割をになうべきものとされていたということである。

そのばあい公債の意味するものは、すでに指摘しておい

たように、ウォール街—ロンバード街をつらねる金融勢力をつうじての外資導入ということであった。

したがって、シャーマンにとって関税とはアメリカ産業の保護という直接的な役割とともに、もっとも基本的には合衆国にたいする外資導入とそれにたいする保証供与の体系として理解されていたのであり、この点、たとえばブレーン派が、アメリカ産業にたいする保護関税そのものの一義的な重要性のみを強調していたとはかなりおもむきを異にしていたし、さらに、保護関税政策が「雑種」^{「ハイブリッド」}集団一般の最大公約数的な政策として提示されつづけたのは、シャーマンらによる右のような限度での諒解が存在したからであるとして理解してさしつかえないであろう。

このようにみでると、関税は、金本位制—外資流入路線の導線としての公債・債券にたいする償還資金源の意味をあたえられていたわけであり、シャーマン集団にとって関税は第二級事項の位置よりあたえられていなかったとみてさしつかえない。

このことは、「雑種」^{「ハイブリッド」}集団が権力の頂点にたつたと考えられるハリソン政権の時期に、いわば同集団全体の政

策として実現された「マッキンレー関税法」（九〇年一〇月一日成立）——国内の独占・集中化への保障と互惠主義の欺瞞による海外市場の獲得を指向する関税法——にたいするシャーマンの評価にもっとも鮮明にあらわれている。

すなわち、彼は、「マッキンレー関税法」のオリジンは、クリーヴランド政権による低関税実現のためのミルズ法案にたいして「雑種」^{「ハイブリッド」}のアリソン、オールドリッチ、ヒスコックらが八八年に用意した高率関税の対案のなかにあると指摘し、共和党、とりわけ「雑種」^{「ハイブリッド」}全体がアメリカ産業の保護という基本路線にたつかざり、その通過を期待するのは当然であると強調しながら、結局は「関税立法における真のあらそいとは、党派のあらそいであり……」^⑤「偏狭な問題」^⑥にすぎないという見解を表明している。

この点をもっとも簡潔にのべたのは、「マッキンレー関税法」成立直後（九〇年一〇月二五日）のピッツバーグでの演説であった。彼は同関税法の成立を弁護しつつも、なお、つぎのように関税の位置づけをおこなっている。

「ピッツバーグ市は共和党発祥の地である。……一八五三年に、諸君と諸君の先祖が共和党を組織したとき、われわれ

の唯一の目的は、われわれの西部華州への奴隸制の拡大に抵抗することであった。そのご、一八六一年には、共和党の唯一の目的は諸州の連邦を維持することであった。……一八七六年（原文のまま。七九年の誤り？）には共和党の目的は、わが国の紙幣に内包されている約束（兌換）を確保し、わが国のすべての通貨を金と銀と同じ良貨にすることであった。いまや、両党のあいだの——過去におけるほど大きくはないが、なお、論議のねうちのある——大きな争点は、わが国の政府をささえるために、どのように課税するかということである。」

つまり、シャーマンは過去一世代における「雑種」の政策をあきらかに金本位制を主とし保護関税を従として順位づけていたわけで、この点は、とくに九一年のオハイオ州知事選におけるマッキンレーへの応援活動——「党の二つの最重要な政策——良貨と保護関税」をアピールしつつ、現実にはマッキンレーの当選、すなわち保護関税と引きかえに「額面いっぱいの掛値のないドル、アメリカの人のびとの名誉をきずつけない信用」金本位制を確保する努力——のなかにあからさまにうかがうことができる。

金本位制と保護関税をめぐるシャーマンの右のような位

置づけは、「雑種」集団の頂点の時期・ハリソン政権時代に、「マッキンレー関税法」と前後して成立した「シャーマン銀購入法」（九〇年七月二日）と「シャーマン反トラスト法」（九〇年六月二六日）にふれることによって決定的にあきらかとなるであろう。

c シャーマン2法

「シャーマン銀購入法」は、経済後退に見舞われていた農民大衆、西部山岳諸州の鉱山・産銀業者らの公約数的な要求として提起されていた銀貨自由鑄造インフレ運動にたいするひとつの回答として出された法であったが、下院のブランド、ウォーカー、コンガーら銀貨派の銀貨自由鑄造法案に徹底的に対抗し、それを銀購入法のかたちにまとめあげたのはシャーマンであった。

すなわち、同法は、年間二〇〇〜四〇〇万ドルの銀貨鑄造を規定した七八年二月二八日の銀貨鑄造法にかわって、月間、最大限四五〇万オンスを市価で買上げ、その支払いに金・銀両建て兌換が可能な合衆国紙幣を発行し、購入した銀で、さしあたって一年間だけ月間二〇〇万ドルの銀貨鑄造を規定したものであったが、シャーマンは同法につい

てつぎのような評価をあたえている。

「この法律の発案者は一般にわたしだと信じられてきたし、法案が審議されるにいたるまで、わたしは法文の作成にほとんど関与していないのに、同法はふつう「ジャーマン銀購入法」とよばれた。当時の情況は危機的であった。上院の大多数は銀貨の自由鑄造を支持し、下院におけるそれに反対の少数の多数派が譲歩し同意するのではないかと心配された。この件にかんするハリソン大統領の沈黙は、もし銀貨自由鑄造法案が両院を通過するようだと、彼は遠慮なくそれを拒否してよいのだとは思っていないのだろうという不安をたかめた。銀貨自由鑄造への復帰を阻むために何らかの行動がなされねばならず、そこで展開された法が手にしうる最良のものであった。わたしはそれに賛成投票したが、それが法律になった日から、絶対的な銀貨自由鑄造を代置することなく同法の廃止がなされうるなら、わたしはいつでも同法を廃止する用意があった。……

この法律の主たる功績は、同法によって購入された銀の銀ドル……への強制的な鑄造を中止したことであった。同法は月々、まえよりも大量の銀の購入を要求していたが、しかし、その銀は銀塊のかたちで保持されうるし、銀塊の価格と

等量の財務省証券で支払われうるし、それら銀塊のすべては、証券の支払いのための保証として国庫に保管された。……銀貨自由鑄造派は、この銀塊の買いあげは、銀塊の価格下落を防止するだけでなく、その市価を上昇させ、かくて政府の取りぶんとなるであろうと頑強に主張した。わたしは、そうは信じなかったが、価格下落をおこさないよう希望した。そして、銀ドルを流通させることはドルの購買力を減少させ、合衆国を銀の単本位制へみちびくであろうから、銀塊を強制的にドルに鑄造することを中止させることのほうがよりよいことであった。提起された法案と銀の自由鑄造とのあいだの撰択をせまられて、わたしは前者をえらんで法案に投票し、かくて他の連中とともにそれにたいする責任をおうにいたったのである。

銀貨派の思惑とは逆に、銀の市価は確実に下落した。毎年、五、四〇〇万オンスまたはトロイ衡二、二五〇トンという莫大な量の義務購入は銀の市価を維持しないばかりか、それは確実に下落し、毎年購入される銀は、年額一、〇〇〇万ドル以上の損失となった。

この結末があきらかになったとき、わたしは銀の購入を阻止しようとした。……クリーヴランド氏の第二回の当選より

ずっとまえに、わたしは、「シャーマン（銀購入）法」として知られるようになったところの同法の廃止を提唱した。」^④

ここで語られているシャーマンの判断とは、銀貨自由鑄造法の成立による金本位路線の後退の可能性をもっとも「危機的」なものととらえ、とにかく自己路線にたいする打撃を最少限度にいとめるために、銀貨自由鑄造の攻勢をなりふりかまわず骨抜きにすることが緊急のつとめであるという判断であった。

そのため、銀貨派を欺瞞するための銀塊の買いあげと、その国庫への退蔵という操作によって、彼らに先廻りして攻撃を緩衝する戦術をとったのである。

その意味では、シャーマンの否定にもかかわらず、この銀購入法は彼の金本位路線防衛のきわめて重要な作業であり、それは、かつての銀貨鑄造法（七八年）が、銀貨自由鑄造を内容とするブランド法を骨抜きにする目的で彼らによって成立させられたのと同じ性質をもつものであり、そのなかに彼らの金本位制にたいする容易ならぬ執着をみないわけにはいかない。

しかし、シャーマン自身、情勢に応じていつでも廃止提

案をする用意があったとのかべているように、この銀購入法は銀貨の自由鑄造をつぶすためのみの、きわめて場当りので、防衛的な泥縄政策の展開にすぎなかったことは右の事情できわめてはっきりしている。

とすれば、シャーマン派は、すくなくとも八〇年代いごの合衆国経済の展開過程に対応するより構造的な見とおしにたって、自己の金本位制路線を推進するアグレッシヴな政策を提示してよいはずである。

そして、このような関連からみれば、同じ九〇年に「シャーマン銀購入法」とならんで成立した「シャーマン反トラスト法」（九〇年七月二六日）が、より大きな注意をひくであろう。

同法は、すでに八八年八月と八九年一二月にシャーマンが上院に提起し、財政委員会が法案にまとめたものについて「多くの修正が出され、ながい議論がつづいた」^⑤のちに、要するにトラストその他の型態で、州際または外国との取引・通商を制約し独占しようとする個人・法人を（五、〇〇〇ドル以下の罰金または一年以下の懲役で）罰することを内容とする「非合法な制限と独占にたいして取引と通商を保

護する法」として完成されたものであった。^③

この間、たえず主導的役割をはたしたシャーマンは、とくに九〇年三月二一日に以下のような演説をおこない、この法案によって期待したものを明かにしている。

「この法案の目的は……取引と生産を抑制するトラストおよび企業合同を非合法と宣告することである。……慣習法に於いて非合法的な企業合同は、いまやすべての州に拡大し、国内・国外の通商を妨害し、合衆国の諸法のもとでの関税の対象となつてゐる物品の輸入と販売を妨害しており、それにたいしては、連邦政府だけが救済を保証することができ
る。……

この法案の目的は、合衆国の利益に悪影響をあたえる企業合同にたいして、地方の利益を保護するために数州ですでにいままで適用されてきたと同じ救済策をとるということである。……

この法案の目的は、連邦法廷が、いまや合衆国人民のビジネス・財産・取引をおびやかしているものとも危険な企業合同を抑制・拘束・制御することで、州法廷と協同作業ができるように、連邦法廷を……武装することである。^④

「連合した企業と資本は……一般にトラストとよばれる新

しい型の企業合同を考えだした。……このような企業合同の唯一の目的は競争を不可能にすることである。それは市場を支配し、利己的な利益をもつともよく推進するよう価格を操作し、特定の地方では価格を割引いて競争を破壊し、競争が存在しないところでは意のままに価格をつりあげることが可能である。その支配的な動機は、企業合同を構成する連中の利益を増進することである。……かかる企業合同は、いままでに考えだされたいかなるものより、はるかに危険である。」^⑤

シャーマンがここで真に問題にしている点は、七三年の恐慌いご十数年のあいだに合衆国産業が急速に集中化を推進しはじめたということ、そのような「連合した企業と資本」の登場、アメリカ産業と資本の決定的な自立化の傾向は、彼が一貫して支持してきた外資の導入、国際金融資本にたいする合衆国産業の追従路線が一定の限界に達しはじめていたということである。

このようなシャーマン独自の恐れは、当時、とくに鉄道の独占深化に反撥する西部農民の一般的反独占の風潮に乗じて、独占攻撃、民族産業・資本の自立化抑制を提唱し、そのことによって自らの国際金融路線の保持をはかうと

するにいたったのである。

事実、「シャーマン反トラスト法」の成立過程で、シャーマンがもっとも精力的に争った敵手の一人はウェスト上院議員であったが、彼との論争過程で、もしトラストや企業合同が高関税の保護によって発生し、それによって擁護されているのなら、関税を引きさげてでもそれらに對抗しなければならぬと断言しているのは、まさに右のようなシャーマンの語るにおちた心情の表明であつたといえよう。

したがって、「シャーマン反トラスト法」とは、その擬制的進歩性や歪曲運用の諸例の検討はさておき、シャーマン自身を八〇年代いこの合衆国産業の自立化傾向「集中化」にかかわらせたばあい、なによりも国際金融資本にたいするそのような新たな障害「民族資本の強大化に對抗するために」「連邦法廷を……武装する」意味をもつて提起されたといえる。

このようにみえてくると、九〇年にシャーマンのヘゲモニーによって成立した二法——「銀購入法」と「反トラスト法」——は、相互に関連をもちながら、金本位制擁護「民族資本の自立化妨害を通して国際金融資本への傾倒路線を象

徴するものとして、ともにきわめて国際的な側面をもつものであつたことがあきらかとなるし、逆に、九〇年の時点におけるシャーマンのこのような立場は、少くとも七三年の恐慌いご八〇年代にかけての合衆国の構造的な変化に対応する新しいヴィジョンの展開がなにひとつおこなわれていなかったことを見事に物語っているといえる。

とすれば、このさい、九〇年においてすでに没ヴィジョンにおちいらざるをえなかったシャーマンの構造認識にかんする原点を明確にし、彼の立場にひとつの評価をあたえねばならないであらう。

- ① Recollections, vol. II, pp. 766, 67.
- ② Ibid., pp. 775, 87, 88. 802, 07, 17. Mathew Josephson, op. cit., chap. VI, VII.
- ③ Theodore E. Burton, op. cit., pp. 301, 02.
- ④ Recollections, vol. II, pp. 773-76, 802, 07.
- ⑤ Ibid., pp. 989, 1003, 23.
- ⑥ Ibid., p. 886.
- ⑦ Ibid., pp. 886, 87, 88.
- ⑧ Ibid., pp. 889, 90.
- ⑨ Ibid., p. 1023.
- ⑩ Ibid., pp. 1026, 27.
- ⑪ Ibid., pp. 841, 42.
- ⑫ Ibid., p. 843.
- ⑬ Ibid., p. 842.
- ⑭ Ibid., pp. 850, 51.
- ⑮ Ibid., pp. 854, 55.
- ⑯ Ibid., p. 853.
- ⑰ Ibid., p. 853.

- ② Ibid., pp. 980, 81. ③ Ibid., pp. 1005, 06.
 ④ Ibid., pp. 1008, 09. ⑤ Ibid., p. 1006.
 ⑥ Ibid., pp. 1006, 07. ⑦ Ibid., p. 1007.
 ⑧ Ibid., p. 1005, 06. ⑨ Ibid., p. 1083.
 ⑩ Ibid., p. 1086. ⑪ Ibid., p. 1084.
 ⑫ Ibid., p. 1089. ⑬ Ibid., pp. 1134, 35.
 ⑭ Ibid., pp. 1069, 70, 71.
 ⑮ 山本幹雄、前掲論文、下、六〇〜六三頁。
 ⑯ Ibid., p. 1073. Theodore E. Burton, op. cit., pp. 354-64.
 ⑰ Recollections, vol. II, p. 1074.
 ⑱ Theodore E. Burton, op. cit., pp. 364, 65.
 ⑲ Recollections, vol. II, pp. 1072, 73.
 ⑳ Theodore E. Burton, op. cit., p. 359.
 ㉑ Ibid., p. 360.

四、路線の原点

a 「新南部」論

この点についてもっとも示唆的なのは、彼が八六年四月二七日にワシントンのメトロポリタン教会で、グラント將軍記念のためにおこなった「グラントと新南部」という演説であり、このなかに、シャーマンの戦後構想がきわめて明確に表明されている。

「新南部は時間のみがときあかすことができる不可思議の

ひとつである。それは……政治家の最高の才能を要求する問題のひとつである。それは、英国にとってのアイルランド問題、欧州にとっての東方問題のようなものである。……

新南部は旧南部の滅亡のうえにうちたてられたものである。

……戦前、わが国は、州からなる連合体ではなく、地域からなる連合体であった。その連合体にとって、ひとつは北部の、いまひとつは南部の政党という、わずかにふたつの政党が存在していただけである。アメリカの生活とアメリカの政治におけるこの分裂は、大小あらゆる問題についてもちあがった。戦前・戦中、政党の区分は南・北の地域的な区分のうえにたてられていた。わが国の政党は地域政党であった。……いまや奴隸制は消滅したのであるから、政党は地域的区分以外の諸条件のうえに基礎をおかれるべきである。……政治家たちは、彼らの政党区分を、北部と南部のあいだではなく、何か他の問題のうえに設定しなければならないことにすぐさま気づくであろう。……

南・北双方の地域の第一の義務は……政党区分を地域的区分以外のもののうえに基礎づけることであり、両地域の愛国的な人びとによって承認された政策、すなわち、資源を開発し、諸条件を設定し、全人民の利益を増進する政策を採用す

ることである。……戦争以来、北部は巨大な成長と発展をなしてきた。膨大な資本は投資をもとめているし、何百万の未就労人口が雇傭をもとめている。南部は、混沌状態から脱出していちじろしい成長と進歩の証拠をしめしつつあり、これら兩地域は……同じ紐帯によってふたたび結合せらるる。^①」

「新南部が見出すべきいまひとつの条件がある。わたしのまにに演説された名譽ある紳士ブラウン上院議員がすでにそれを指摘している。……いまや、新南部においては、富と繁栄の主たる根源は、その天然資源の開発、石炭・鉄その他の鉱物資源の生産、木綿その他の繊維の製造、鉄道その他の運輸・通信手段の開発のなかに存在している。べつの言葉でいえば、新南部は、すべての産業と雇傭で北部と競争することが……自己の利益であるとわかるであろう。このことが成功的になされうるということは、アラバマ、ジョージア、テネシー、ノース・カロライナ、ヴァージニアでしめされている。アレガニー山脈に接しているすべての（南部）諸州は、いかなる北部諸州とも充分に対抗できる多岐にわたる工業化の条件をもっている。……生産の多様性は南部にとって富であるだろう。その排他性を打破し、移民に門戸をひらき、諸制度を北部のそれと同質化させよ。」

北部は、この競争をうける用意がある。南部は、おそらくわれわれから、現在もっている若干の市場をうばうだろうが、それについて北部の誰ひとり不平をいわないであろう。しかし、反対に、われわれは、投資すべき巨額の資本を北部において所持している。……この競争がやってくるとき、われわれは産業の多角化をはたし……国をゆたかにするであろう。これが……新南部についての第二の偉大なぞみである。そしてブラウン知事（ジョージア州）は、新南部の指導者のひとりであり、右のことが彼らの地域（新南部）の開発のためのみならず、彼らの将来の運命をよりよくすることのための道であることを認識している。

南部にかんして、いまひとつ言いたいことがある。……われわれは、南部がその地方的な事柄をさばくにあたって、いようなやり方で南部を援助するよう努力してきた。そして、わたしもその種の仕事にたずさわったが、それがうまくいかなかったのではないかと危惧していることを告白しなければならぬ。英国がアイルランドを、ヨーロッパがギリシアやトルコを支配できなとおなじように、北部は南部を支配することはできない。……したがって……結局、南部のひとびとは、彼らみずからの救済をうちだすべきである。」^②

これは、ひとつの明確な認識であった。すなはち、戦後におけるシャーマンらの課題は、南部をどのように処置し支配するかということであり、その支配軸を北部資本の投下と南部資源の開発というかたちで設定することであり、そのような構造論の投射として、南・北のあいだの政治関係はふるい「地域的区分」をこえた「同じ紐帯」で結ばれねばならないし、現実には、右の路線に忠実な「ブラウン知事」に代表される「新南部の指導者」^{ブルボーン}、反動の親玉^{ボーン}たちを翼下におさめ、彼らをつうじて南部支配を貫徹していくことであった。

それは、北部資本の投下による南部産業の開発、南部の植民地的従属という「新南部」論であり、合衆国における後進地域の設定とそれになじむきわめて意図的な支配論にほかならなかった。

しかし、このような南部にたいする後進地域観・植民地観は、それ自身、シャーマンの合衆国そのものにたいする位置づけとふかくかわって構築されているはずであるし、それをシャーマン路線の原点として摘出し明確にすることが必要となる。

そのばあい、すでに指摘した「^{ハリソン種}種」の二大政策——保護関税と金本位制、シャーマンにとつては後者が主であり前者が従とされた二大政策——にたいする内容的な評価をとおしてシャーマン路線の原点を見出すことができるであろう。

b アメリカ「後進国」論

この点については、九二年七月、上院議員E・ヘイルがハリソン再選を目指して、「好況——貿易収支の空前の黒字、賃銀・購買力の上昇——の到来がマッキンレー関税法に集約される共和党の保護関税政策に負うもの」であるとする決議文の採択を提起し、民主党上院議員J・G・カーリスルらとのあいだで「関税政策の効果」をめぐるはげしい論戦が展開されたとき、それに参加してつぎのように発言したシャーマンの立場は示唆的である。

「関税が、わが国の労働者が正当にうけるべき権利があるいろいろな貨銀体系のなかで、彼らを充分に補償するにたる以上に高率で徴収されるなら、そのときはいつでもわたしはそういう関税法に反対である。……わたしは、アメリカの労働(者)に充分でゆたかな保護をあたえないいかなる関税に

も賛成したことはない。

アメリカの資本にかんしては、なんの保護も必要としない。わが国の資本は非常に急速かつ巨大に成長してきたので、保護を必要としない。われわれは、いかなる種類の製造工業にもたずさわることができる。わが国の資本にかんするかぎり、われわれは外国の生産(物)と競争することができる。わが国における金利は……ヨーロッパのそれとほとんどかわらないところまで下落した。したがって、資本はなんの保護も必要としない。資本はなんの保護も要求すべきではない。といっても、資本は、わが国で利益をあげつつ経営されるアメリカ産業のあらゆる部門において、製造業者に、アメリカの(生活)水準にしたがってアメリカの労働者にアメリカの貨銀を支払い、平均のアメリカ市民によって要求されている必要を満足させる程度の保護を要求すべきであり、それを受けるべきである。それが、望まれるすべてのものである。^④

ここにはシャーマンのもっとも基本的な考えかたが露呈されている。すなわち、彼にとつては合衆国にたいする外資の流入こそがもっとも重要な問題であり、保護関税政策は、本来そのような資本流入とは無縁のものとしてたてられるべきものであり、せいぜい、無条件的な流入資本の合

衆国内における利潤確保のための補助的政策としてのみかかわりをもつものとしてとらえられている。

というより、彼が九〇年代はじめにおいて合衆国経済にたいしてあたえた位置づけは、依然として後進国アメリカというそれであり、現実には、国内で、すでに「資本は非常に急速かつ巨大に成長」しつつあるにもかかわらず、なお資本への保護の不必要という倒錯したレトリックを用いて、海外資本の呼びこみをアピールしつづけていたといえる。

このことは、すでに指摘したごとく、資本による植民地的従属を貫徹するための「新南部論」を構築していたのとまったく対をなすシャーマン流の合衆国位置づけ論の露呈であり、その意味で、彼が終始演じようとしつづけた政治的役割とは、「先進国“北部”にたいする」「後進国“南部”のスポークスマン」「ブラウン知事」の役割と本質的には同義であり、国際金融資本にたいする合衆国の恩恵的従属のアクティヴな代弁者という役割にほかならなかった。

このことは、彼が、マッキンレー関税法について、九一年中にくりかえしのべた見解のなかで明瞭に透視することができる。たとえば、ワシトンの「サイクロン」紙宛の書

簡においては、合衆国における金本位制の意義を国際金融関係のなかでとりあげ、「他の商業的諸国家とのコンサート」^⑤の要件「ドルの国際的購買力増進の基礎として位置づけているし、オハイオ州アーバナの「シティズン」紙への投稿、同州コロンブスでの演説、および第五二国会におけるハリソン大統領の年次教書にたいする見解などにおいては、「マッキンレー関税法」について、それが国内における新工業の育成・産業の多角化・独占の抑制の役割をはたしつつ、それに附加された互惠体制は貿易の拡大をもたらし、それらは究極的には合衆国経済の根底にある「資本」を保証するという独特の解釈を展開している」^⑥。

より端的には、マッキンレー関税法の本質——独占体制下における保護関税の再編成という本質——から目をそらしたこの解釈は、たえず国際金融資本との連係において合衆国経済の前進をはたそうとしてきた国際派シャーマンの姿をもっともあからさまにしめたものであったといえる。

事実、九三年の恐慌が到来したのちにおいても、すでにふれた「銀購入法」の撤廃を促進するためにふるった長広舌のなかで、恐慌收拾の方式を金本位制の堅持、海外資本

(金)の導入と蓄積による産業への刺戟というコースのなかにとめ、「たたかいは金の保有にむけられねばならぬ」とのべて、資本導入の全面的な肯定を表明しているし、^⑦同年秋の中間選挙の結果にたいする分析においても、「党のプリンシプルが南部諸州で偉大な力を発揮し」「巨大な未開発資源をかかえた新しい国家にかなった本源的な政策」をとったことが共和党の勝利の原因であると指摘し、マッキンレー関税体制の内がわにあって、国内における南部の植民地的従属「海外にたいする合衆国の後進性を基本認識とする外資導入路線の正しさを宣伝している」^⑧。

これらのことは、そのままシャーマンとその徒党にひとつの決定的な評価をあたえる基準となるであろう。

すなわち、この時点で、「雑種」^{「ハイブリッド」}集団内のブレイン派が国内における「生産労働の体系」論の構築、関税体系の再編、海外貿易の推進など、積極的なヴィジョン設定を追求しはじめていたのにくらべ、シャーマン派は、依然としてアメリカの後進性・国際金融資本への従属の肯定に低迷していた国際派の「黄金虫」^{「ゴールド・バグ」}^⑨であり、党派的には、たとえば他派のマッキンレー関税をかくれ蓑としながら延命をは

からねばならない情況においこまれつつあったといえる。

そして、彼らのこのような立場は、八〇年代いごに強化されはじめ九三年の恐慌^{パニック}を契機として決定的となっていく合衆国経済の基本的な変革——資本の集中・独占の深化、合衆国金融資本の独立と国際金融資本との角逐の開始という構造的な変革——にたいする認識の欠落から生じたものにほかならないし、このことは、この時点で、彼らがもはや体制のがわの政治に主導的に参画しうるヴィジョンと力を喪失しはじめていたことを明確に示唆するものであったといえる。

事実、外資の導入と償還の保証に政治活動をかけた国際派^{ゴールド・バック}“黄金虫”どもの頭目シャーマンは、自制しがたい大統領職への野望にもかかわらず、九二年の党大会での力関係を分析して、ブレーン派と自派との合同集団^{↑フ・ブリュ}「雑種」のなかから、両派を止揚しつつ登場しはじめていた新しい指導者群、マッキンレーらの“若い共和党員”たちのエネルギーに大きな注目をはらわねばなくなっていたし^⑩、さらに、九四年に政府金保有高が急減したとき、「国家破産」がせまったとして、彼がもっとも大切にしていたはずの党

派性をなげうってまで敵方の大統領クリーヴランド・財務長官カーリスルと共謀して、モルガン・ロスチャイルドの国際金融資本にすがって金導入を遂行したことは^⑪、シャーマンらのおかれていた位置を見事に暴露するものであった。

- ① Recollections, vol. II, pp. 949, 50, 51.
- ② Ibid, pp. 952, 53. なおブラウンその他の南部「ブルボン」の分析については、長田典臣「ジョージアの再建——再建期分析の一試論——」（『立命館文学』第二五六・五七号）がある。
- ③ Ibid, p. 1152.
- ④ Ibid, pp. 1154, 55.
- ⑤ Ibid, p. 1126.
- ⑥ Ibid, pp. 1125-28, 34, 37, 43, 44.
- ⑦ Ibid, pp. 1190-93.
- ⑧ Ibid, 1199, 200.
- ⑨ Ibid, p. 1163.
- ⑩ Ibid, pp. 1160, 61, 62.
- ⑪ Ibid, pp. 1208, 15.

五、帝国主義への架橋

南北戦争から九〇年代にいたるほぼ一世代のあいだ、権力集団を形成してきたシャーマンらを、いま右のように位置づけたばあい、彼らの政治的使命はまさにおわりつつあったといえよう。

しかし、それにもかかわらず、彼ら国際派^{↑ゴールド・バック}“黄金虫”どもにたいする評価は、以下のような理由から、たんに右の

ような限度にとどめておくわけにはいかない。

すでに『はじめに』さきどりして展望しておいたように、彼らこそヤンキー「通商帝国」^{モンテ・ペネ}の構想を明確にした集団であり、その意味で、アメリカ帝国主義の展開にむけて、彼ら南北戦争の「革命」集団がどのような架橋的役割を果たしたのが問われねばならないし、この点をぬぎにした評価はありえないであろう。

事実、八〇年代いごにおけるシャーマンの経歴は、合衆国の重要な海外政策の設定にふかくかわる特色をもっていた。

八三年における上院外交委員会への参加、八六年における同委員長への就任、そして彼の政治経歴の最後の役職となったマッキンレー政権の國務長官（九七年五月五日—九八年四月二七日）への就任がそれであり、この間、彼がきわめて積極的に取組んだのは、対カナダ、サモア、メキシコ、ハワイの諸問題であり、最終的には米西戦争の局面であった。①とすれば、より正確には、少くともシャーマンとその一派は、八〇年代においてすでに帝国主義的諸活動にふかくコミットしていたといえるわけで、彼らが南北戦争いご帝

国主義の展開にむかって架橋的役割をはたしつつあったことはもはや明確である。

したがって、問題となるのは、すでにあきらかとなった国際派「黄金虫」^{ゴールド・ベッツ}という位置づけを基底として、それとかわって、彼らがアメリカ帝国主義にたいするどのような型の架橋作業をおこなったかという点である。

シャーマンの海外政策の本質を明確にするにとぐちは、カナダ問題にたいする見解のなかに見出されるであろう。すなわち、八〇年代後半にカナダによる合衆国漁業にたいする制限的な措置に端を発したカナダの位置づけ論が、合衆国政界の活潑な論議の中心となったとき、彼はつぎのような見解を発表している。（八八年九月一八日）

「一七六三年におけるイギリスによるカナダの征服以来、われわれの全歴史は、通商上の連合と同様政治上の連合によること以外に、相互に平和状態でありえないことをたえずとなえつづけてきた。本来、カナダの運命は、アメリカ独立革命における諸植民地の運命にしたがうべきであった。もし、メキシコ以北のこの大陸のすべてが、アメリカ連邦の形成に参加していたなら……それは、母国にとっては勿論、

すべてにとつてもつとよかつたであらう。……

この二五年間に通商上の諸条件は広汎に変革した。鉄道が合衆国とカナダで大陸を横断して建設された。沿海地方は、運輸にたいする完全な自由が、両国の繁榮にたいしてのみならず世界の全通商にたいしても絶対的に不可欠なものであるといった性質をもつものである。……両国民の利害にかんずるかぎり、両者はたんなる想像上の境界線によつて分割されているのであり、両者のあいだの交流にかんする完全な自由があるべきである。

両国民にたいするそのような交流の否定、または抑制は、百年まえに、ヨーロッパの一強国が、われわれに對立して、カナダの領域を保持することができたという偶発的な事柄に單純かつ全面的に依拠するものである。しかし、實際的にはその強国の関心はすでになくなり、カナダは、ちょうどメキシコから自力で分離したのちのテキサスと同程度に、あらゆる点で独立した政治体となっている。したがって、フロリダ、ルイジアナ、太平洋岸、テキサスの獲得について扱われたすべての配慮は、通商関係、運輸事情の変革によつて大いに強められてカナダにあてはまるものとなっている。これらのことは、カナダと合衆国とのあいだの通商上および政治上の連

合についての正当性のみならず、その絶対的な必要性をますますはげしくするものである。^②」

この見解は、アメリカ・カナダの政治的連合がはっきりと提唱されている点で、きわめて露骨で直接的なカナダ併合論であるようにみえる。

しかし、演説の背景となつた政治情況が、漁業をめぐる互惠の關係のいきづまりを中心としたものであり、そのような情況を捨象したばあい、演説の基調としてもつとも鮮明にうかがえてくるのはすでに指摘した「通商帝国」^{ヨシアル・エンパイア}の構想にほかならないし、政治的併合論もこの構想を強化する修飾としてのみ提起されているとみてよい。

事実、シャーマンは「回想録」のなかで、カナダの政治的併合論が右のような主旨にもとづくものであつた点を指摘しているし、演説を一読すれば、「通商上の連合」こそアメリカ・カナダ關係の基調とされていたことはきわめて明確である。

とすれば、シャーマンの海外政策の基調ともいうべき「通商帝国」^{ヨシアル・エンパイア}の構想が、この時点から九〇年代の諸局面でどう展開されたかを検討し、それがアメリカ帝国主義の型形

成にどうかかわっていったかを明確にする必要がでてくる。

この点で、チャーマンの態度が明確によりみとれるのはサモア問題においてである。彼は「八九年一月二十九日、外交委員長として、あのはるかに遠い群島の複雑な紛糾についての充分な説明を上院にたいしておこなった」^④が、その主旨は以下のように要約されている。

「合衆国がこれらの群島にたいしてもっている唯一の関心は、一八七八年における合衆国とサモアの王とのあいだの条約によって獲得されたバゴ・バゴ湾の領有権だけである。……群島にたいする英・独・米の三国保護制に起因する紛糾と出費は、はるかな遠海の地に領土権を拡大することにおける合衆国の愚行のいまひとつの例である。われわれの大陸的な位置は、当然、戦争のばあい、防衛のためにその価値以上に合衆国に負担をかける海外領土の獲得をわれわれに思いとどまらせるものである。」しかも、サモア問題は「いまや、わが国のみならず、英国およびドイツにおいても深刻な注意をひきおこしつつあり」「わが国とドイツ、イギリスとの外交関係の調和をみださない」よう「上院の行動が全員一致……となるよう希望する」^⑤。

したがって、チャーマンの海外政策は、たえず通商利害

の伸長との秤量においてのみたてられていたわけで、そこから海外領土の獲得については、たとえばバゴ・バゴ湾における港湾使用と貯炭所設置という重点的なくさび主義の主張が出てくる。

しかも、それはたえずヨーロッパ先進諸国との均衡の配慮と表裏をなしていたわけで、一定の限界のもとにおける国際協調路線の展開であったといえるであろう。

しかし、このような基本姿勢は、ハリソン政権の國務長官ブレーンが開催した第一回パン・アメリカ会議にたいする解釈においてより具体的な内容を提示しつつ、以下のようについてそう明確化される。

「すではやく一八一八年に、H・クレイは……南アメリカ諸国とのより緊密な通商関係についての相互利益を雄弁に指摘した。モンロー氏は世界にむかって、いかなるヨーロッパ列強にも独立の米州諸国の内政に干渉することを許さないという合衆国の決意を表明した。しかし、なお、合衆国と米州諸国との交流を増進するために何らの有効な方策もとられなかった。より緊密な連帯の希望は、もっぱら合衆国政府の怠慢のために実現されなかった。……」

多数の国の代表者諸氏は、海陸をつうじて相互に交流をふかめ……通商・貿易上の不必要な制限を徹廃し……一六の共和国と一つの帝国をより緊密な共同体にすることをとめてゐる。……

諸氏は、あらゆる米州諸国の首都との連結を有するニューヨーク・ブエノス・アイレス間の縦断鉄道の建設を引きうけ、ニカラガ運河および大西・太平洋のあいだの他のすべての適当な運輸手段の建設に貢献するであらう。……

これはまったくの夢にとどまるであらうか。わたしはそうは思わない。米州諸国家は、利害関係において、いまや世界のいかなる地域にもまして緊密に結合されている。……われわれの生産物はたがいに競合するのではなく相互に補充しあうのである。……アメリカという容器のなかの直接的な交換は通商の当然のなりゆきである。……アメリカはアメリカ人のものであり、いかなるヨーロッパ列強もその政策または戦争によってわれわれを攪乱すべきでないという感情がアメリカじゅうにいきわたっている。……

われわれは、もっぱら平和の維持、通商の拡大、米大陸のあらゆる国家の保護と福祉に貢献するパン・アメリカ会議において、いつでも、よろこんで諸氏と合体する用意がある。⑥

このように、シャーマンのパン・アメリカ会議にたいする解釈はきわめて特長的であった。

すなわち、発案者ブレーンらが、同会議をつうじて、当面、互惠条約体制の整備による「貿易の併合」⑦を旨とする包括的な米州支配を構想し、それだけにより政治的な立場をとったのにならして、シャーマンのばあい、パン・アメリカ会議そのものを米州の「共同体」的支配「アメリカ「通商帝国」」建設のひとつの作業階梯としてのみ位置づけ、したがって、とりわけラテン・アメリカにたいする「通商」支配の現実のくさび——米州縦断鉄道と地峡運河の建設という投資対象の現実のくさび——のみが問題となる。

つまり、シャーマンの海外政策におけるくさび主義⑧重点主義とは投資拠点の獲得と設定を内容とするものであり、彼のいう「通商帝国」⑨の建設とは、まさにそのような投資拠点の点綴を実体内容とする海外進出の総称にほかならなかったといえる。

そして、このような意味内容をもつ「通商帝国」⑩建設の作業過程を、典型的な青写真に圧縮して呈示したのが地峡運河問題であったといえる。

かれは、この問題にたいして、すでに一八二五年にH・クレイによって提起されたニカラガ運河建設論から出発しつつ、一八五〇年における英・米間の地峡独占競争の妥協条約、クレイトン・ブルワー協定とそれにたいする英国の度かさなる侵犯を不満として、合衆国の地峡運河建設への早急な施策を強調、とくに八五年ニカラガとの運河建設条約を流産させたクリーヴランド政権の消極策を攻撃し、九年一月一〇日、上院外交委員長としてこの問題にかんする報告書を発表した。

それは、ニカラガとの「交渉にかんする第一部門をエドモンド上院議員、ニカラガ運河の作業条件、その価値、船舶・貨物・通関業務にかんする第二部門をモルガン上院議員、そして……残余の部分にシャーマン」^⑧が執筆し、W・P・フライ、W・M・エヴァート、J・N・ドルフ、J・E・ブラウン、H・B・ペイン、J・B・ユースティスらの署名で発表されたものであるが、この報告書によってシャーマンがもっとも主要な狙いとしたものは以下のような点である。

「合衆国とニカラガとのあいだで一八八四年に交渉された

条約によって、運河は合衆国によって建設されるはずであった。この条約は八四年二月一〇日にアーサー大統領によって上院におくられ、大統領は強く熱心な言葉でその批准をすめた。それはたびたび討議されたが、クリーヴランド氏が大統領になったとき、まだ上院でペンディングになっていた。」

「八五年三月に召集された会期で、クリーヴランド氏は同条約を撤回した。……かくして、上院における都合のわるい分裂と大統領の行為によって、合衆国による運河の建設は阻止された。その結果、ニカラガとコスタリカによって、合衆国市民の私的な協会にたいして特許がおこなわれ、それは、合衆国議会によって、ニカラガ海洋運河会社 (Maritime Canal Company of Nicaragua) の設立となった。

合衆国とニカラガとのあいだに私的会社を挿入することは、それにつづいておこったあらゆる遅延と困惑をつくりだした。そういう会社はすべての財産と特権を抵当にいれて確保した高利率の社債を売却することによってのみ資金を獲得することができ。……とくに外国では、そういうことは、強力な政府の支持と援助なしには遂行されえないことは経験のしめすところである。……太平洋鉄道 (大陸横断鉄道) の建設

における合衆国の経験は、政府―民間企業の協同という不可避の成果の例である。政府の援助なしにニカラガ運河のような仕事を遂行しようという海洋運河会社のころみは失敗におわるであろう。……わたしによって、そして最近ふたたびモルガン上院議員によって報告された法案のなかで提起された海洋運河会社を援助する方法は、考案されうる最良のものであるが、わたしは、政府による同会社の特許の直接的かつ完全な買収、以前（八四年）の条約の基礎にたったニカラガ、コスタリカとの新条約の交渉、わが国で内陸開発がおこなわれるのと同じやりかたでの合衆国技師団の監督下における作業の遂行のほうを大いに推奨するものである。……船舶の通過にかけられる通行料金が可能なかぎり低率であるべきであるということとは合衆国のみならず通商世界の関心事であり、そして、このことは政府による建設作業の構成によって確保されるであろう。」^⑩

こうして、シャーマンの海外進出路線はきわめて明確にひとつの型をとる。すなわち、それはヤンキー「通商帝国」^{コマーシャル・ラバイア}建設のための海外における重要拠点の設定と、それにたいする私企業―政府の協力による計画的支配の確立ということであった。

しかも、これらのもつとも基底にあったものが貿易、とくに投資の拡大ということであったため、まさにそのことにかかわって、拠点獲得運動はきわめて精力的に遂行される性質をもつとともに、それはたえず「通商帝国」^{コマーシャル・ラバイア}建設にかんするシャーマン派のバランス・シートのなかで財政的得失についての秤量をうけるために、獲得されるべき拠点の状態で即して、きわめて柔軟な政策路線を提示する。

たとえば、彼は、ほとんど抵抗力をもちあわせないハワイ群島^⑪については、すでにクリーヴランド政権下の九三年に「併合を提唱し」「カリフォルニア州の一部にする」案を策定しておきながら、他方、スペイン植民地主義にたいする反抗運動が展開されているキューバについては、のちプラット修正をつうじて確定される保護国化支配の路線を支持し、九六年にはつぎのようにのべている。

「キューバの情況は合衆国の干渉が早晩おこなわれねばならない……ところまできている、というわたしの信念は確乎たるものであり、日々いっそう確乎たるものになっている。」
「さて、しかし、大統領殿、ご注意ねがいたい。わたしは合衆国へのキューバの併合には反対である」と。^⑫

そして、このような路線の中核となっていたものが、南北戦争における共和党伝統の内陸開発と政府援助の政策であり、それを、すでにふれたシャーマン構想に即していえば、基本的には投資を基軸とする南部の経済的従属の海外への延長ということにほかならない。

それは国内における南部支配の貫徹を主翼としながら、隣接のカナダ、ラテン・アメリカへと支配翼を無限延長しようという構想であり、そのバネとしての拠点の構築が、たとえば地峡運河の積極確保論となつて展開されたといえるし、逆にいえば、このようなくさびの打こみなしに、「通商帝国」^④の完成はありえないというのがシャーマンの海外政策の基調であつたといえよう。

とすれば、これらのことは彼らの政策にひとつの明確な型を付与する。海外における総括的な領土権の設定・植民地獲得ではなく、利権と投資獲得を基底とする核的拠点の点綴、いわゆる「Informal Empire」^⑤とよばれるヤンキー帝国主義の型がそれである。

事実、たとえば、カナダについても、九五年の時点で右のような基本構想を適用してつぎのような主張をおこなつ

ている。

「合衆国は、すでにアラスカおよびインディアン保有地のぞいて四十四州と四準州に区画される非常に広大な国土を包括しており、多数の州にたいするいかなる付加も国体をよわめるであろうし、カナダ領土をわが連邦の諸州に変更することは、あたらしいあつれきの要素をもちこむであろう。いっぽう、独立の友好的共和国としてのカナダとともに、われわれは、条約あるいは共通立法によつて、相互に自由貿易と流通の恩恵を確保することができようであろうし、合衆国を弱化させる危険なしにそうできるであろう。」^⑥

そして、さらにこの点を確認するかのうちに、シャーマンはその「回想録」をとじるにあたって、九五年の時点で、力をこめてつぎのように書いている。

「未来の事件は人間のヴィジョンをこえたものである。しかし、わたしは、わが国民が内的な成長に満足し、外国領土の獲得という紛糾を回避するであろうことを希望する。……共和国は属領をもつべきではない。あらゆるあたらしい領土獲得は困惑をつくりだすであろう。独立の共和国としてのカナダとメキシコは、もし合衆国の附加的な諸州に分割されたばあいよりも合衆国にとつてはるかに値打ちがあるであろう。」

連邦^{ユニオン}は他の領土をくわえずとも、すでに充分に紛争の要素を内包している。もし、わたしがなお命ならざるなら、合衆国の力と繁栄に寄与するためにできるすべてのことをするつもりであるが、外国領土の獲得によって境界を延長し、あたらしい危険をかさねることはまったく何ひとつするつもりはない^⑩。

そして、このような見解がもっとも明確に貫徹される局面は、国務長官として米西戦争とフィリピン領有問題に直面したときである。

彼は、そこで、フィリピン領有につよい関心をしめしていた国務次官W・R・デー・マツキンレー路線と決定的に対立して内閣を去り、さらに植民地の獲得反対を売り物にする帝国主義者集団「反帝主義者同盟」のもとに就いて、フィリピンの併合に反対する明確で論争的な声明を出して「みづからの立場をつらぬいている」^⑪。

このようにみえてくると、核的拠点の獲得による経済的侵透の総称としてのシャーマン流の「通商帝国」^{コマーシャル・エンパイア}の構想は、それ自身ヤンキー帝国主義路線の展開にふかくコミットし、それを方向づける条件をもって登場していたものといえ

る。

ただ、しかし、このような海外進出路線の形成は、本来的には、国内における南部の経済的従属を根幹とする国際金融派の発想を、たとえば「雑種」^{ハーフ・ブリード}内の競争者ブレーンらの海外進出路線の策定に触発されて海外政策の次元にまで延長したにすぎないというかなり政治的・作務的な背景をふまえていたため、一定の限界をもっていたことは否定しえない。

たとえば、九三年の恐慌^{パニック}の深化によって動揺をきたしていたクリーヴランド政権が、国内危機を欺瞞的に転化する方策として、ヴェネツェラ国際紛争をたねにオルニー通告（九五年二月）を発してイギリスと対決する擬態をみせたとき、シャーマンは、きわめて防衛的側面から、モンロー・ドクトリンをほとんどまったく生^{なま}のまま解釈する態度をとり、同ドクトリンによって「ヨーロッパの侵入からアメリカ諸国を守る」ため「事態について急ぐことなく」「平和的に裁定される」べきことを主張しつづけている^⑫。

このことは、シャーマンが基本的には英国―合衆国をつらねる金融勢力と密着した国際派「黄金虫」^{ゴールド・バグ}として、たえ

ずイギリスの國際路線に追隨し、それと対決しうる足場をもちえなかつたということから出發してゐたものであり、この点、いちはやく「イギリスというライオンのしっぽをつまんでみせること」^⑭をやりはじめていたブレーンらと對比したとき、イギリスとの帝國主義的競争政策において、たちおくれと限界をしめたことは当然であろう。

しかし、それにもかかわらず、国内におけるシャーマン路線の展開に即して、以下のような事情を介在させつつ、彼の海外政策は壮大なスケールを内包してゐた。

すなわち、すでにふれた金本位路線の起点、七三年の通貨鑄造法の制定過程において、「財務長官バウトウエル、通貨問題特別補佐官リンドンマンおよび上院財政委員長シャーマン」の三者は、銀貨鑄造を五ドル以下の小額硬貨に制限して実質的な金本位制への手がかりをつかむとともに、銀貨派またわ複本位主義者たちの反対をおさえる政治的な餌として、「貿易ドルとして知られるべきはずのあたらしい四二〇グレインの銀ドル——当時アジア貿易において普及していた同じ重さのメキシコ・ドルとほぼ同条件で競争しうる通貨——を鑄造することによって、アメリカの

増大する銀の生産にたいする拡張された東洋のはけ口をもとめる」ことに躍起となつていたのである。^⑮

より正確には、「減価した銀の法貨が金(貨)と等価で流通しつづけているあいだに、合衆國が正金支払いを再開する羽目になるのをおそれて、シャーマンと財政当局者たちは公共政策の基礎にたつて金・銀複本位制を排除すべくつとめ、國家の拡張された銀生産の大量を貿易ドル^{トレード・ドル}によって海外にむけて手早く始末することを希望してゐた」のである。^⑯

そして、この事実こそ、国内における金本位路線と遠くアジアにむかつての「通商帝國」^{コモンウェルス・エンパイア}の拡大とのあいだの内的な関連の存在を意味し、それはシャーマンにたいして、壮大なスケールにおけるヤンキー帝國主義のプロモーターのひとりという位置づけをあたえる基礎となるであろう。

それは、より具体的には、かれの忠実な追隨者であつたJ・ヘイ^⑰によって、アジア進出と「通商帝國」^{コモンウェルス・エンパイア}実現の希求との結合として確定された「門戸開放」政策、二〇世紀における「Yankee Informal Empire」の基本路線にたいするひとつのきわめて明確な先驅的設定を意味してゐたとい

える。

右のような分析をとおして、われわれは、シャーマンとその徒党をおよそつぎのように位置づけることができるであろう。——彼らは、(一)南北戦争の制勝集団「雑種」のなかであって、合衆国資本主義発展の位置づけと展望において、たえず金本位制を基底として外資導入を重視する国際金融派の立場をとり、(二)政策の軸心として投資を主体とする南部の植民地的支配を設定しつつ、海外とくに米大陸および太平洋・アジアにむかっの拠点主義による「通商帝国」の建設を提唱し、(三)そのことによってアメリカ帝国主義の型にかんする先駆的な構築者の役割をはたしたといえるし、これらの事実が、南北戦争と帝国主義のあいだの史的関連をめぐって、客観的にはひとつの主要な架橋集団として存在していたことを示唆するものである。

本稿は昭和四三年度文部省科学研究費(総合)による研究成果のひとつである。——つづいて、G・クリーヴランドをとりあげる予定である。

① Theodore E. Burton, pp. 331, 409.

② Recollections, vol. II, pp. 1019, 20.

③ シャーマンはこの点をつぎのように説明している。「以上が当時におけるわたしの見解であったが、いっそうの熟慮によって、わたしは、カナダの合衆国への併合は重大な困難を提起すること……カナダは合衆国というモデルにそくした独立の共和国を形成すべきであると確信するにいたった」云々。Ibid., pp. 1020, 21.

④ Ibid., p. 1039.

⑤ Ibid., p. 1039, 40.

⑥ Ibid., pp. 1057, 58.

⑦ Walter Lafeber, The New Empire, an interpretation of American Expansion, 1860-98, 1963, p. 106.

⑧ Recollections, vol. II, pp. 1095, 96.

⑨ Ibid., p. 1097.

⑩ Ibid., pp. 1097, 98, 99.

⑪ R. W. Van Alstyne, The Rising American Empire, 1960, chap. V.

⑫ Theodore E. Burton, op. cit., p. 393.

⑬ Ibid., p. 397. 彼のキューバ併合反対の立場は、八七年にキューバ視察旅行をおこなったときかためられたようであり、その時点で在キューバ砂糖プランターなどの併合要求にたいしても、むしろスペインとの互惠貿易条約の締結、投資促進策のなかにこそ対キューバ政策の本義があるとして、きわめてはっきりと併合反対をとなえてゐる。Recollections, vol. II, p. 975.

⑭ この概念の史的 content については、Thomas J. McCormik, China Market, America's Quest for Informal Empire, 1893-1901, 1967. および、高橋章「アメリカ帝国主義の特質にかんする一考察——一九世紀末アメリカの海外膨張をめぐって——」(「人文研究」第一

九卷、第八分冊)がある。

- ⑤ Recollections, vol. II, p. 1021.
- ⑥ Ibid., p. 1216.
- ⑦ Theodore E. Burton, op. cit., pp. 413-16.
- ⑧ Ibid., p. 396.
- ⑨ ホーナムスター、前掲、一七頁。
- ⑩ Allen Weinstein, op. cit., pp. 312, 16, 20.
- ⑪ Ibid., p. 326.
- ⑫ Recollections, vol. II, p. 685.

(史学研究会刊)

The Structure of *Hatamoto* 旗本 Territory

—with Reference to its *Aikyu* form—

by

Atsuyuki Wakabayashi

In the history of the study of the Shogunate Administration one of the weak points is the study of *Hatamoto* 旗本 or *Hatamoto* territory, which is to be considered as an aspect in which systematical study is difficult partly because of very few sources: though many works have been recently published. As whoever has studied *Hatamoto* territory knows well, there were some *Aikyu* 相給 villages (*Bunkyu* 分給) which were ruled by two or more than two lords. As the reality of these *Aikyu* or *Bunkyu* villages is not actually known, this article tries to study the political control over these villages, introducing some sources with which to understand the reality.

John Sherman — an approach to the political groups in America

by

Mikio Yamamoto

It is one of the most interesting subjects in the study of American history to make clear the structural connection between the two periods: the Civil War (Second American Revolution) and the American Imperialism. And the effective approach to the problem mentioned above seems to be found in the analysis of the groups of politicians who got to the seat of power through the Civil War and thereafter had the strong influence in the latter half of 19th century.

This article, by examining John Sherman's long public life, throws light on the some aspects as follows: that there existed the most powerful group named 'Half Breed' by its rivals, which rose among the Republican radicals whose leadership had been eminent during the Civil War,

and John Sherman, having kept his position as a big shot of 'Half Breed' for about a generation, concentrated his effort to realize the gold standard in the United States from his Wall street-International finance capital point of view, and finally as to the American expansion abroad, he played the important role as a forerunner to 'Informal Empire' of which idea was later clearly embodied in the Open Door policy at the turn of the century.